入札説明書

件名　統計センター執務室等の内装他工事

（最低価格落札方式）

独立行政法人統計センター
令和８年 11 月４日

注　　意

入札説明書等をダウンロードした際は、入札件名、会社名、担当者名及び電話番号を必ずご連絡ください。

なお、ご連絡のない場合は、仕様書の修正等連絡事項をお伝えしかねますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

連絡先（総務部財務課調達係）：koukoku_atmark_nstac.go.jp
※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信ください。

目　次

１　基本事項
２　提出書類等
３　問合せ先
４　競争参加者に必要な資格に関する事項
５　入札方法
６　入札の無効
７　入札の延期等
８　開札
９　契約書作成の手順

別紙１　電子メールによる入札手続について
別紙２　落札者の決定方法

別紙様式第１号　入札書
別紙様式第２号　委任状
別紙様式第３号　履行証明書
別紙様式第３号別紙　業務履行体制等報告書
別紙様式第４号　再委託等承認申請書（案）
別紙様式第５号　契約書（案）
別紙様式第６号　下見積書

別添１　仕様書一式

入札説明書

1　基本事項

（1）契約担当者及び調達内容等

契約担当者	契約担当役　独立行政法人統計センター理事長　佐伯　修司
所在地	〒162-8668　東京都新宿区若松町 19 番 1 号　総務省第二庁舎 （以下「総務省第二庁舎」という）
件名	統計センター執務室等の内装他工事
調達内容	仕様書のとおり

※　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札に係る事項

現場調査	令和８年 11 月 11 日 10 時 00 分～ 令和８年 11 月 24 日 10 時 00 分～ 総務省第二庁舎 2Ｆ及び 3F
開札	令和８年 12 月 18 日 14 時 00 分～ 総務省第二庁舎１Ｆ105 号室
書類の提出方法	直接提出、書留郵便または電子メール（別紙１参照）に限る
資料閲覧	無し
入札金額	総額
入札保証金	免除
入札に要する費用	すべて入札者の負担

※　現場調査の参加希望者は前開庁日 14 時までに連絡すること。なお、１社当たりの登録者数を制限することがある。

（3）契約に係る事項

落札者の決定方法	最低価格落札方式
契約書作成の要否	要
契約条項	別紙様式第５号契約書（案）に基づく
契約方式	確定契約
契約保証金	免除
契約に要する費用	すべて落札者の負担

2　提出書類等

契約担当役は、提出書類を本入札の実施以外に使用することはない。なお、以下の書類の他必要な書類等の提出を指示された場合は、これに応じなければならない。

また、入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書(案)を熟読し、内容を理解、遵守すること。なお、提出した書類の引換え、変更または取り消しをすることはできない。

項目	様式	提出期限
入札書（内訳書を含む）※	別紙様式第１号 （長３封筒に入れ封緘すること）	令和８年 12 月３日 14 時 00 分

項　目	様　式	提出期限
委任状	別紙様式第２号 （代理人が入札する場合のみ）	令和８年 12 月３日 14 時 00 分
資格審査結果通知書 （全省庁統一資格）	４（１）参照	
履行証明書※ （業務履行体制等報告書を参照）	別紙様式第３号及び別紙 （角２封筒に入れ封緘すること）	
再委託等承認申請書（案）	別紙様式第４号 （再委託を予定する場合のみ）	
下見積書	別紙様式第６号	令和８年 11 月 27 日 14 時 00 分
提出先：総務省第二庁舎３Ｆ314 号室 独立行政法人統計センター総務部財務課調達係		

※　封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「○月○日○時開札「(調達件名)」の入札書在中」と記述（履行証明書も同様）しなければならない。

なお、**入札金額は下見積書の金額を超えないこと**。

３　問合せ先

入札書提出期限の前開庁日まで関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

	仕様書及び履行証明書作成について	契約手続について
担当部署	総務部財務課調達係	同左
担 当 者	今井　和希 和田　隼希	同左
電　　話	03-5273-1219	同左
E-Mail※	d-choutatsu_atmark_nstac.go.jp	同左

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信すること。

４　競争参加者に必要な資格に関する事項

（１）令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においていずれかの等級に格付けされた者（「役務の提供等」の営業品目の「その他」に登録してある者であること。）又は令和７・８年度総務省一般競争（指名競争）参加資格の「建設工事」においていずれかの等級に格付けされた者（「建設工事」の業種区分の「内装仕上工事」及び「建具工事」に登録してある者であること。）

（２）独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第７条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。

（３）独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第８条の規定に該当しない者であること。具体的には、以下の各号のいずれかに該当し、且つ、その事実があった後３年を

経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ）は、競争に参加する資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（４）提出書類によって当該業務の履行が可能であると証明し、且つ契約担当役が要求要件を満たし当該業務の履行が可能であると判断した者であること。

（５）総務省及び他省庁等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

（６）資料閲覧が必須の場合は、入札前に必ず統計センターが保持する本業務における資料を閲覧すること。

（７）本入札に参加するものは、入札前に必ず仕様書で指定しているとおり現場調査を行うこと。

5　入札方法

（１）入札金額は、仕様書に基づき、各種手続き等に要する物品及び役務費用の他、保険料及び関税等、指定する納入場所での引き渡しまでに要する一切の経費の合計を見積もり、その金額を入札書に記載すること。また、官給する物品等がある場合には、その受け取りに必要な費用も入札金額に含むものとする。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

（３）入札内訳書の様式は適宜とし、記載内容は、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

なお、内訳金額が入札金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

（４）やむを得ない理由により入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、初度入札の入札書在中の封筒には「１回」、再度入札の入札書在中の封筒には「２回」と回数を順に記載して、それらをまとめて別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載しなければならない。

（５）代理人による入札

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（６）入札に関する注意事項

① 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

④ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

⑤ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせる恐れがある入札価格を定めてはならない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

（１）入札公告及び４（１）－（５）に示した競争参加資格のない者が提出した入札書

（２）委任状を提出しない代理人が提出した入札書

（３）金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書

（４）誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書

（５）本件責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先の記載がない入札書（ただし、代表者印を押印している場合はこの限りではない。）

（６）明らかに連合によると認められる入札書

（７）明らかに錯誤と認められる入札書

（８）同一の入札について、２通以上提出された入札書

（９）入札公告に示した日時までに到着しない入札書

（10）入札者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書

（11）入札に関する条件に違反した者の提出した入札書

（12）提出書類に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書

（13）入札書が郵便で差し出された場合において５（４）に定める記載のない入札書

（14）入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

7 入札の延期等

入札者が連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

8 開札

（１）開札

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、やむを得ない理由により入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③　入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、開札場を退場することができない。

④　開札場では、みだりに私語を発してはならない。

（２）再度入札

①　開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うため、入札書は複数枚用意しておくこと。

②　再度入札をしても落札者がないときは入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

③　前号①ただし書きに該当し、事前に２回目以降の入札書の提出がない場合は、入札辞退とする。

９　契約書作成の手順

（１）契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に契約担当者がその当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

（２）（１）の場合において契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

（３）契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（４）契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の 100 分の 110 に相当する額とする。

別紙１

電子メールによる入札手続について

１　提出書類

下記の書類は電子メールによる提出を認めるものとする。

なお、**提出書類の送付は入札書と入札書以外で分ける**こと。

入札書
- 入札書（内訳書を含む）
- 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
- 下見積書

入札書以外

以下の書類は、入札説明書において提出を求めている場合に限る。
- 履行証明書、提案書
- 委任状
- 再委託等承認申請書（案）
- 納入製品証明書、同等品証明書

２　提出方法

	入札書（内訳書を含む）	入札書以外の書類
提出期限	入札説明書に記載のとおり	
提出書類の形式等	・PDF ファイルとし、ZIP 形式で**パスワードを設定**すること。 ・電子メール１通あたりは最大２MB 程度とすること。 ・Adobe Acrobat Reader で閲覧できること。 ・提出後に電子メールの**受信確認を必ず電話で行う**こと。	
パスワードの送付期限	**開札１時間前**に送付 （**事前送付不可**）	**各書類の提出期限まで**に送付
閲覧（解凍）不可の取扱い	**入札辞退とみなす**	再送（**提出期限超過の場合は入札不参加とみなす**）
提出先	独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 E-Mail：nstac-nyuusatu_atmark_nstac.go.jp 「_atmark_」を「@」に置き換えて送信すること。	

※入札書を送付する電子メールの「件名」は**「【○月○日○時開札】「（調達件名）」（１回目）」**とし、開札日時、件名及び入札回数を記載すること。

３　開札方法

（１）開札時刻の経過後にパスワードを使用し、入札書を確認する。

（２）予定価格内の応札がない場合は直ちに再度入札を行うため、連絡のとれる環境において**必ず待機**すること。

（３）再度入札にあたって、その時点の最低価格を電話で連絡するため、２回目の入札書及びパスワードを電子メールでそれぞれ送付すること。

別紙２

落札者の決定方法

１　本入札説明書における要求要件をすべて満たし、独立行政法人統計センター会計規程第 43 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札結果を保留とする。この場合、入札参加者は独立行政法人統計センターの行う事前聴取等の調査に協力しなければならない。また、調査の結果、上記のただし書きに該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とする。

２　前号の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

３　前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

（別紙様式第１号　入札書）

入　札　書

件名　統計センター執務室等の内装他工事

上記について、入札公告及び入札説明書承諾のうえ入札します。

（総価）　　円

（金額は右づめで記載し、左端を￥で締めること）

令和　年　月　日
(日付は提出日を記載すること)
契約担当役
独立行政法人統計センター
理 事 長　佐伯　修司　殿

住　　所
商号又は名称
代表者（役職及び氏名）
(代理人氏名)
本件責任者（役職及び氏名）
担当者（役職及び氏名）
電話番号
Mail

＜注意＞
１．提出年月日は必ず記入のこと。
２．金額の訂正は認めない。
３．開札時における再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
４．（代理人氏名）内は、代理人が入札するときに使用すること。
５．用紙の大きさは、Ａ列４（縦）とする。
６．押印は不要であるが、入札者の方針として押印を必要とする場合はこの限りではない。

（別紙様式第２号　委任状）

委 任 状

私は、（ *代理人氏名* ）を代理人と定め、契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「統計センター執務室等の内装他工事」に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

令和　年　月　日
(日付は提出日を記載すること)
契約担当役
独立行政法人統計センター
理 事 長　佐伯　修司　殿

住　　所
商号又は名称
代表者（役職及び氏名）
(代理人氏名)
本件責任者（役職及び氏名）
担当者（役職及び氏名）
電話番号
Mail

＜注意＞

１．提出年月日は必ず記入のこと。

２．用紙の大きさは、Ａ列４（縦）とする。

３．押印は不要であるが、入札者の方針として押印を必要とする場合はこの限りではない。

（別紙様式第３号　履行証明書）

令和　年　　月　　日
(日付は、提出日を記載すること)

履　行　証　明　書

契約担当役
独立行政法人統計センター
理　事　長　　佐伯　修司 殿

住　　所
商号又は名称
代表者（役職及び氏名）
本件責任者（役職及び氏名）
担当者（役職及び氏名）
電話番号
Mail

入札説明書２について、下記のとおり提案します。

記

契約期間中に「統計センター執務室等の内装他工事」の仕様書における要件等をすべて満たした業務等の提供が可能であることを証明いたします。

なお、本業務の仕様書に対する業務履行体制等報告書については別紙のとおりです。

＜注意＞

１．提出年月日は必ず記入のこと。

２．用紙の大きさは、Ａ列４（縦）とする。

３.押印は不要であるが、入札者の方針として押印を必要とする場合はこの限りではない。

（別紙様式第３号別紙　業務履行体制等報告書）

令和　年　月　日

業務履行体制等報告書

独立行政法人統計センター
理事長　佐伯　修司　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

本業務を行う場合の業務履行体制等について、下記のとおり報告します。

記

１．体制
本業務における業務体制図については、別添１のとおりです。
※イメージ図形式で、総括責任者、各工程担当部署、作業人員等が解るものとする。

２．業務の実施方法
本業務の実施方法等は、別添２のとおりです。
※本業務を実施するための方法等について具体的に説明した資料を添付すること
①スケジュール
②工程表

３.資格
仕様書８必要資格等（１）に記載の許可書の写しは別添３のとおりです。

４．同等品証明書
本業務において、同等品による履行を予定する下記の銘柄については、仕様書で求められる品質特性を満たすことを添付のとおり証明します。
※製造メーカー、銘柄名及び規格がわかる資料を添付すること

５．納品確約書

本業務において、納品する使用部材については、別添４のとおり納品を確約することを証明します。

６．現地調査記録

仕様書「７事前の現場調査の実施」に記述されている現地確認の証明は別添５のとおりです。

（調査後に統計センターが発行する実施記録（別添５）を添付すること。）

（別紙様式第４号　再委託等承認申請書（案））

令和　年　月　日
(日付は提出日を記載すること)

再委託等承認申請書（案）

契約担当役
独立行政法人統計センター
理　事　長　　佐伯　修司 殿

住　　所
商号又は名称
代表者（役職及び氏名）
本件責任者（役職及び氏名）
担当者（役職及び氏名）
電話番号
Mail

契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「統計センター執務室等の内装他工事」を落札した場合、他業者へ一部の業務を委託したいので、下記のとおり申請します。

１．契 約 案 件 名　　統計センター執務室等の内装他工事

２．委　託　先　名　　住所：
名称（会社名）:
代表者（役職名及び氏名）:

３．委託内容(委託範囲)

４．委　託　金　額

５．委託理由(合理的理由)

６．業務の実施体制及び
管理体制

７．そ　　の　　他

＜注意＞
１．提出年月日は必ず記入のこと。
２．用紙の大きさは、Ａ列４（縦）とする。
３.押印は不要であるが､入札者の方針として押印を必要とする場合はこの限りではない。
４．再委託先を複数予定している場合、１～７の内容を記載した一覧表を別添として添付することも可能とする。

（別紙様式第５号　契約書（案））

請　負　契　約　書

契約件名：統計センター執務室等の内装他工事
契約金額：　　円（消費税額及び地方消費税額：　　円）

上記契約を履行するにつき、契約担当役独立行政法人統計センター理事長佐伯修司を甲とし、＜落札者＞を乙として次の条項により契約を締結する。

第１章　総　則

（契約の目的）
第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書等及び入札に際し乙が提出した履行証明書並びにそのほかの書類で明記したすべての内容（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品を仕様書で定める期間に、仕様書で指定する場所に設置して甲の使用に供するものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）
第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、算出した額である。

（契約期間）
第３条　契約期間は、契約締結日から令和９年３月31日までとする。

（契約保証金）
第４条　甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（債権譲渡の禁止）
第５条　乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
２　乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を

行い、乙が甲に対し、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 467 条に規定する通知を行い、若しくは乙若しくは丙が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知を行い又は、乙若しくは丙が民法第 467 条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保するものとする。

（１） 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２） 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

（３） 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

（再委託）

第６条　乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は、甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

２　乙は、甲の求める同水準の情報セキュリティ等を確保するための対策を再委託の相手方に行わせなければならない。なお、再委託の相手方に行わせた情報セキュリティ等の対策及び結果を甲に報告しなければならない。

３　乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

４　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（代理人の届出）

第７条　乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第８条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第２章　契約の履行

（監督）

第９条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

２　甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。

３　乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

４　監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

５　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（履行完了の届出）

第１０条　乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

（検査）

第１１条　甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。

３　甲は、前２項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

４　乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

５　乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。

６　検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

７　甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

（所有権の移転）

第１２条　この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。

２　前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第１３条　乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第１４条　甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に基づき、算出した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

３　甲が第11条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

（納入期限の猶予）

第１５条　乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

２　乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率を乗じた金額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

３　前項の規定による遅滞金のほかに、第21条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

４　甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第21条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

第３章　契約の効力等

（履行不能等の通知）

第１６条　乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除）

第１７条　成果物が契約の内容に適合しない場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。

２　成果物が契約の内容に適合しない場合（甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、甲は、相当な期間を定め、履行の追完を催告できる。

３　甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

４　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、甲が第２項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

５　甲が、履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第15条第２項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

６　甲が、第２項に規定する催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。

７　甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第21条第１項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

８　甲は、成果物が契約の内容に適合しないことより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第21条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

９　第１項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

10　甲が成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った日から１年以内に乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

11　第１項の規定に基づく履行の追完については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。

12　第１項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。

13　履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第４章　契約の変更等

（契約の変更）

第１８条　甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、履行期限、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

３　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、履行期限等を変更するため、甲と協議することができる。

（事情の変更）

第１９条　甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（甲の解除権）

第２０条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙が納入期限（第15条第１項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかなとき。

（２）第11条第１項の規定による検査に合格しなかったとき。

（３）第17条第６項に該当するとき。

（４）前３号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

（５）この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

（６）乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

（７）乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

（違約金）
第２１条　乙は、前条第１項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。
２　前項の規定による違約金のほかに、第15条第２項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
３　第１項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（乙の解除権）
第２２条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
２　前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
３　前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

（著作権の譲渡等）
第２３条　乙は、成果物に関し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するすべての権利（同法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を、甲に無償で譲渡するものとする。
２　甲は、著作権法第 20 条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
３　乙は、本業務で生じた成果物について、甲及び甲が指定する第三者に対して著作者人格権を行使することができない。
４　前３項の規定は本業務で生じた中間成果物についても、準用するものとする。

（知的財産権等）
第２４条　乙は、成果物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下本条において「知的財産権等」という。）を侵害していないことを保証する。
２　甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると甲が判断した場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
３　前項の場合において、乙は、甲の指示に従い、乙の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。

４　第２項の場合において、当該第三者からの申立てによって甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって甲に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、乙が負担するものとする。

（支払代金の相殺）
第２５条　この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第５章　暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）
第２６条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）
第２７条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

（下請負契約等に関する契約解除）
第２８条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるように

しなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第２９条　甲は、第26条、第27条及び前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第26条、第27条及び前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第３０条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第６章　談合等特約条項

（談合等の不正行為に係る違約金）
第３１条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
（１）この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
（３）納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、

当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（５）乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金（契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項及び第７項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（２）当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第７章　秘密の保全

（秘密の保全）

第３２条　甲並びに乙は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２　乙は、本業務に従事するすべての者に対し、秘密の保持について厳重に管理・監督しなければならない。

第８章　雑則

（調査）

第３３条　甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（疑義等の対応）
第３４条　この契約について定めのない事項又は疑義等を生じた場合については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
２　この契約に関する紛争は、訴額に応じて甲の所在地の管轄地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保管する。

令和　年　月　日

甲　東京都新宿区若松町１９－１
契約担当役
独立行政法人統計センター
理 事 長 佐伯　修司

乙 ＜落札者＞

（別紙様式第６号　下見積書）

令和　　年　　月　　日

下見積書（内訳）

独立行政法人
統計センター　御中

住所
会社名
代表者（役職及び氏名）
本件責任者（役職及び氏名）
担当者（役職及び氏名）
電話番号
Mail

金　　円 (税込)

件　名	統計センター執務室等の内装他工事

（内訳）

1　カーペット張替等作業					小計①	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）タイルカーペット張替作業		人日	×		円/人	=		円
（2）什器等移動		人日	×		円/人	=		円
（3）不用配線撤去作業		人日	×		円/人	=		円
【部材費】	数量			単価				
（1）東リGA100又は同等品	5,883.80	㎡	×		円/㎡	=		円
（2）消耗品雑材				一式		=		円
2　レイアウト変更作業					小計②	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）レイアウト変更作業		人日	×		円/人	=		円
3　間仕切り設置等工事					小計③	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）可動式間仕切り設置工事		人日	×		円/人	=		円
（2）固定間仕切り設置工事（扉含む）		人日	×		円/人	=		円
（3）扉設置工事		人日	×		円/人	=		円
（4）間仕切り移設工事		人日	×		円/人	=		円
（5）扉移設工事		人日	×		円/人	=		円
（6）内装補修工事		人日	×		円/人	=		円
【部材費】	数量			単価				
（1）可動式間仕切り				一式		=		円
（2）固定間仕切り（扉含む）				一式		=		円
（3）ブラインド　ニチベイUAX-15 又は同等品	2	本	×		円/台	=		円
（4）消耗品雑材				一式		=		円
4　照明・空調配線替え及び電源配線作業					小計④	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）照明スイッチ増設、照明配線替作業		人日	×		円/人	=		円
（2）照明人感センサー増設等作業		人日	×		円/人	=		円
（3）空調スイッチ移設、空調配線替作業		人日	×		円/人	=		円
（4）電源配線作業		人日	×		円/人	=		円
（5）補修作業		人日	×		円/人	=		円
【部材費】	数量			単価				
（1）電線EEF2.0-3C（接地線の色：緑）		m	×		円/m	=		円
（2）スイッチボックス　DZA161W又は同等品	2	個	×		円/個	=		円
（3）フルカラー埋込スイッチ（片切り）WN5061又は同等品	8	個	×		円/個	=		円
（4）スイッチ取付枠　WN3700020又は同等品	6	個	×		円/個	=		円
（5）スイッチカバープレート　WN6002W010又は同等品	6	個	×		円/個	=		円
（6）人感センサー親機 FSK90731C又は同等品	4	個	×		円/個	=		円
（7）人感センサー子機 WN5685K又は同等品	2	個	×		円/個	=		円
（8）メタルモール　DZA100KW又は同等品				一式	円/個	=		円
（9）コーナーボックス（メタルモール用）　DZA145W又は同等品				一式	円/個	=		円
（10）雑材消耗品				一式	円/個	=		円
5　消防設備工事					小計⑤	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）煙感知器増設作業		人日	×		円/人	=		円

（2）スピーカー設置・移設作業			人日	×		円/人	=		円
（3）受信機データ作成作業					一式		=		円
（4）受信機データ変更作業					一式		=		円
（5）GCSデータ作成作業					一式		=		円
（6）GCSデータ変更作業					一式		=		円
（7）試験調整及び回路試験			人日	×		円/人	=		円
（8）消防申請手続					一式		=		円
【部材費】	数量				単価				
（1）アッテネーターAT-603A又は同等品	2		個	×		円/個	=		円
（2）スイッチボックス　DZA161W又は同等品	2		個	×		円/個	=		円
（3）スイッチカバープレート　WN6003W010又は同等品	2		個	×		円/個	=		円
（4）スピーカーCM-1830AT（ATT付）又は同等品	4		個	×		円/個	=		円
（5）スピーカー用パネルCP-189A　又は同等品	4		個	×		円/個	=		円
（6）煙式スポット型感知器 光電アナログ AKF2 P又は同等品	6		個	×		円/個	=		円
（7）雑材消耗品					一式		=		円
6　長尺張替工事						小計⑥	=	0	円
【人件費】	工数				単価				
（1）長尺張替工事			人日	×		円/人	=		円
（2）ノンスリップ交換工事			人日	×		円/人	=		円
（3）点状ブロック交換工事			人日	×		円/人	=		円
【部材費】	数量				単価				
（1）長尺 PM107M又は同等品	73.92		㎡	×		円/㎡	=		円
（2）ノンスリップ　HINAKA D151又は同等品	88		本	×		円/本	=		円
（3）点字ブロック SME-300 又は同等品	42		枚	×		円/枚	=		円
（4）消耗品雑材					一式		=		円
7　共通仮設費						小計⑦	=	0	円
					一式		=		円
8　現場管理費						小計⑧	=	0	円
					一式		=		円
9　一般管理費等						小計⑨	=	0	円
					一式		=		円
10　**小計**（①～⑨）							=	#REF!	**円**
11　**消費税及び地方消費税**		（　10%　）					=	#REF!	**円**
12　**合計**							=	#REF!	**円**

※使用する各部材（その他の部材を除く）について、定価を証明できる書類（カタログ、公式ＨＰ、メーカーの社判付き文書等）を提出すること。
　オープン価格の場合はその旨がわかるよう資料を添付すること。

※同等品（事前に統計センターの承認を受けているものに限る）で納入する部材は赤字で記入すること。

（別紙様式第６号　下見積書）

令和　　年　　月　　日

下見積書（内訳）

独立行政法人
統計センター　御中

住所
会社名
代表者（役職及び氏名）
本件責任者（役職及び氏名）
担当者（役職及び氏名）
電話番号
Mail

金　　円 (税込)

件　名	統計センター執務室等の内装他工事

（内訳）

1　カーペット張替等作業					小計①	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）タイルカーペット張替作業		人日	×		円/人	=		円
（2）什器等移動		人日	×		円/人	=		円
（3）不用配線撤去作業		人日	×		円/人	=		円
【部材費】	数量			単価				
（1）東リGA100又は同等品	5,883.80	㎡	×		円/㎡	=		円
（2）消耗品雑材				一式		=		円
2　レイアウト変更作業					小計②	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）レイアウト変更作業		人日	×		円/人	=		円
3　間仕切り設置等工事					小計③	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）可動式間仕切り設置工事		人日	×		円/人	=		円
（2）固定間仕切り設置工事（扉含む）		人日	×		円/人	=		円
（3）扉設置工事		人日	×		円/人	=		円
（4）間仕切り移設工事		人日	×		円/人	=		円
（5）扉移設工事		人日	×		円/人	=		円
（6）内装補修工事		人日	×		円/人	=		円
【部材費】	数量			単価				
（1）可動式間仕切り				一式		=		円
（2）固定間仕切り（扉含む）				一式		=		円
（3）ブラインド　ニチベイUAX-15 又は同等品	2	台	×		円/台	=		円
（4）消耗品雑材				一式		=		円
4　照明・空調配線替え及び電源配線作業					小計④	=	0	円
【人件費】	工数			単価				
（1）照明スイッチ増設、照明配線替作業		人日	×		円/人	=		円
（2）照明人感センサー増設等作業		人日	×		円/人	=		円
（3）空調スイッチ移設、空調配線替作業		人日	×		円/人	=		円
（4）電源配線作業		人日	×		円/人	=		円
（5）補修作業		人日	×		円/人	=		円
【部材費】	数量			単価				
（1）電線EEF2.0-3C（接地線の色：緑）		m	×		円/m	=		円
（2）スイッチボックス　DZA161W又は同等品	8	個	×		円/個	=		円
（3）フルカラー埋込スイッチ（片切り）WN5061又は同等品	8	個	×		円/個	=		円
（4）スイッチ取付枠　WN3700020又は同等品	8	個	×		円/個	=		円
（5）スイッチカバープレート　WN6002W010又は同等品	8	個	×		円/個	=		円
（6）人感センサー親機 FSK90731C又は同等品	5	個	×		円/個	=		円
（7）人感センサー子機 WN5685K又は同等品	2	個	×		円/個	=		円
（8）コンセントボックス　DZA161W又は同等品	2	個	×		円/個	=		円
（9）コンセント　WN15124又は同等品	2	個	×		円/個	=		円
（10）コンセントカバープレート　WN6003W010又は同等品	2	個	×		円/個	=		円
（11）コンセントカバープレート　WN6091WP又は同等品	2	個	×		円/個	=		円
（12）メタルモール　DZA100KW又は同等品				一式		=		円
（13）コーナーボックス（メタルモール用）　DZA145W又は同等品				一式		=		円
（14）雑材消耗品				一式		=		円

5　消防設備工事						小計⑤	＝	0 円
【人件費】	工数			単価				
（1）煙感知器増設作業		人日	×		円/人		＝	円
（2）スピーカー設置・移設作業		人日	×		円/人		＝	円
（3）受信機データ作成作業				一式			＝	円
（4）受信機データ変更作業				一式			＝	円
（5）GCSデータ作成作業				一式			＝	円
（6）GCSデータ変更作業				一式			＝	円
（7）試験調整及び回路試験		人日	×		円/人		＝	円
（8）消防申請手続				一式			＝	円
【部材費】	数量			単価				
（1）アッテネーターAT-603A又は同等品	5	台	×		円/台		＝	円
（2）スイッチボックス　DZA161W又は同等品	5	個	×		円/個		＝	円
（3）スイッチカバープレート　WN6003W010又は同等品	5	個	×		円/個		＝	円
（4）スピーカーCM-1830AT（ATT付）又は同等品	5	台	×		円/台		＝	円
（5）スピーカー用パネルCP-189A　又は同等品	5	台	×		円/台		＝	円
（6）煙式スポット型感知器 光電アナログ AKF2 P又は同等品	7	台	×		円/台		＝	円
（7）雑材消耗品				一式			＝	円
6　長尺張替工事						小計⑥	＝	0 円
【人件費】	工数			単価				
（1）長尺張替工事		人日	×		円/人		＝	円
（2）ノンスリップ交換工事		人日	×		円/人		＝	円
（3）点状ブロック交換工事		人日	×		円/人		＝	円
【部材費】	数量			単価				
（1）長尺 PM107M又は同等品	73.92	㎡	×		円/㎡		＝	円
（2）ノンスリップ　HINAKA D152又は同等品	88	本	×		円/本		＝	円
（3）点字ブロック SME-300 又は同等品	42	枚	×		円/枚		＝	円
（4）消耗品雑材				一式			＝	円
7　廃棄処理						小計⑦	＝	0 円
				一式			＝	円
8　作業報告						小計⑧	＝	0 円
				一式			＝	円
9　共通仮設費						小計⑨	＝	0 円
				一式			＝	円
10　**現場管理費**						小計⑩	＝	0 円
				一式			＝	円
11　**一般管理費等**						小計⑪	＝	0 円
				一式			＝	円
12　**小計**（①～⑪）							＝	0 **円**
13　**消費税及び地方消費税**	（ 10% ）						＝	0 **円**
14　**合計**							＝	0 **円**

※廃棄処理は廃棄を行う際に発生する運搬及び廃棄手続等に係る費用を算出し、金額を記載すること。

※使用する各部材（その他の部材を除く）について、定価を証明できる書類（カタログ、公式ＨＰ、メーカーの社判付き文書等）を提出すること。
　オープン価格の場合はその旨がわかるよう資料を添付すること。

※同等品（事前に統計センターの承認を受けているものに限る）で納入する部材は赤字で記入すること。

別添１

仕　様　書

独立行政法人統計センター

１ 件名　　統計センター執務室等の内装他工事

２ 履行場所　〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号
独立行政法人統計センター ２階、３階及び東西階段
※詳細な場所は統計センター担当職員(以下、担当職員とする。)が指示する。

３ 契約期間　契約締結日から令和９年３月31日（水）まで

４ 履行期限　令和９年３月24日（水）
※作業日については別途調整する。

５ 目的　　執務室のタイルカーペット及び第２庁舎東西階段の長尺について、経年劣化等に伴う剥離等によって転倒の原因となる可能性があるため、張り替えを行うとともに、執務室の不要なLAN配線の撤去を行うもの。
また、２、３階の一部事務室等において、業務効率の向上等を目的としたレイアウト変更を行うため、間仕切りの設置及び什器の移動等を行うもの。

６　一般適用事項
（１）請負者としての責務
請負者は、善良な管理者の注意をもって主管担当の指示のもと本仕様書に記載された業務の実施にあたること。
なお、善良な管理者とは、引き渡し及びその過程のすべてにおいて最良な品質に最善を尽くすことであり、本仕様書は、その最低限の定めと理解し施工を行うこと。おって、以下の点も主管担当の指示に基づき行うものとする。
ア　請負者は、作業責任者等を定めて主管担当に申請し、かつ、承認を得ること。
履行期間中は関係諸法令を遵守し安全に配慮すること。また、作業の実施日は、主管担当と調整の上、決定すること。
日程決定後、作業日の３営業日前までに作業届を主管担当宛に提出すること。
イ　作業責任者は、主管担当と連絡を密にし、作業実施中は、作業員を指揮し、作業状況を把握するとともに、これらの不備など遺漏のないよう努めること。
ウ　作業の目的、本仕様書の内容を十分理解し、作業を進めること。ただし、完了した作業がその目的にそぐわない場合は、すべて請負業者の責任において無償で目的に則したものと交換すること。
エ　善良な管理者の注意をもって作業を行わない場合及び作業が本仕様書に沿っていない場合は、主管担当より指導する場合がある。
オ　主管担当は、本請負に係る業務が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、請負者に対して、当該業務の状況に係る報告を求めることができる。
カ　請負者は、本請負業務遂行上、知り得た秘密を法令で定める場合を除き、第三者に漏ら

してはならない。これは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

（２）建物等への損害予防措置等

ア　作業の実施にあたっては、施設・人員・備品等に対し、損害を与えないように必要な措置（適切な養生等）を行い、かつ、作業実施に関して最大限の注意を払うこと。

イ　施設・備品等に損害を与えたとき又は損害を与えるおそれのあるときは、直ちに主管担当の指示を受け、請負者の責任においてこれに対処すること。

なお、緊急時等やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い、事後遅滞なく主管担当に報告し、指示を受けること。

ウ　施設・備品等の損傷にかかる原状回復については、主管担当の指示に従うとともに、施設・備品等の損傷の原因者たる請負者の費用負担において原状回復等を行うこと。

（３）仕様書及び作業内容に関する疑義等

本仕様書、作業方法等について当初見込まれなかった疑義が生じた場合は、請負者は主管担当と協議を行い問題の解決にあたること。

（４）工程表等の作成

作業開始前に全体工程、スケジュール表、週間工程表並びに作業方法等必要な資料を作成し、事前に主管担当に提出の上、承認を受けること。

（５）作業報告書の作成

請負者は作業報告書を備え、作業終了後は同報告書に作業内容、作業員氏名等を記録し、主管担当に提出すること。なお、各作業の写真(デジタルカメラ可)を必ず添付すること。

（6）作業を行うにあたっては、良好な環境衛生の維持と保全に努め、誠意と責任を持って遂行すること。

また、関係諸法令等を遵守し、労働関係(労働基準他)、安全衛生(建築物衛生・危険防止他)及び火災予防等の管理に万全を期すこと。さらに当庁舎職員・関係者及び外来者に迷惑がかからないよう注意して行うとともに、明朗な態度で接すること。

（７）作業員名簿等の提出

請負者は業務遂行のため常に適正な人員を配置し、本仕様書に定める業務を確実に実施するものとし、速やかに作業員名簿等(氏名、必要な資格の有無等)を作成し主管担当に名簿を提出すること。

（８）電力等の利用について

本仕様書に記載されている業務の実施に必要な電力等の使用は、必要最小限のものとすること。

（９）作業道具及び納品物等について

作業道具等は、良質かつ適切なものを使用し、施設、備品等が損傷することのないよう留意すること。

作業用具等を運搬するときは、人員・施設・設備に注意して運搬すること。

また、作業道具等を使用する際は、できるだけ用具等から離れないように十分注意し、作業に努めること。

７　事前の現場調査の実施

本件の入札参加希望者は、必ず現場調査を行わなければならない。（現場調査を行わなかった者は入札への参加は不可とする。）現場調査にあたって、入札参加希望者は別添様式により主管担当まで登録すること。

なお、現場調査の日程については、入札公告に記載のとおりとする。

8　必要資格等

（1）本件は内装仕上工事業、建具工事業の建設業許可を受けた業者が施工すること。

（2）請負者が本業務における現場全体の管理を行い、統計センターへの作業報告等を行うこと。

（3）作業を行うにあたって、作業日等について主管担当と綿密に調整し、詳細な工程表を提出すること。

9　履行内容

（1）カーペット張替等作業

ア　別紙１のとおり既設のタイルカーペットを撤去し、新たに以下のタイルカーペットの張り付けを行う。なお、タイルカーペットの張り替えを実施するにあたり、物品の移動等が必要であれば適宜行うこと。

イ　新規カーペットの張り付けを行う前に、執務室内に敷設されている不要なLAN配線等を撤去すること。

ウ　詳細は担当職員が別途指示する。

Ａ　工事内容

a　タイルカーペット張替作業	一式
b　什器等移動	一式
c　不用配線撤去作業	一式

Ｂ　使用部材

a　東リ GA100 又は同等品※	5,883.8 ㎡
b　消耗品雑材	一式

※BCF ナイロン 100％、密度 1／10 ゲージ 13.0 ステッチ、撥水防汚

（2）レイアウト変更作業

ア　レイアウトの変更を行うにあたり、別紙２のとおり移動対象の什器等の移動を行うこと。

イ　詳細は担当職員が別途指示する。

（3）間仕切り設置等工事

ア　317A・B 室

(ア) 別紙３のとおり間仕切り設置等工事を行う。なお、当該工事を実施するにあたり、物品の移動及び工作物の撤去が必要であれば適宜行うこと。

(イ) 317A・B 室については、別紙３のレイアウトのとおり新規設置する可動式間仕切りと新規設置する間仕切り及び官給する間仕切りがあるため、現場の取り合いにより必要となる部材については、請負者にて用意の上、取付を行うこと。

(ウ) 317A・B 室に設置する可動式間仕切りについては、適切に天井固定を施した上で、天井材の補修等を行うこと。

(エ) 317A・B 室に設置する固定間仕切りについて、腰壁及び窓枠においても加工の上で、隙間が生じないように取付を行うこと。なお、間仕切りに干渉するブラインド（２本）についてもあわせて交換すること。

(オ) 既存の317A の扉及びスロープ等については、別紙３のとおり移設させること。なお、移設元の床材については、移設先の OA フロアを流用の上で、床のレベルを合わせること。

（カ）新規設置する扉の鍵についてはマスターキー対応とすること。
（キ）詳細は担当職員が別途指示する。

Ａ 工事内容

a	可動式間仕切り設置工事	一式
b	固定間仕切り設置工事（扉含む）	一式
c	扉設置工事	一式
d	間仕切り移設工事	一式
e	扉移設工事	一式
f	内装補修工事	一式

Ｂ 使用部材

a	可動式間仕切り※	一式
b	固定間仕切り（扉含む）※	一式
c	ブラインド ニチベイ UAX-15 W1,760×H1,900 又は同等品	２本
d	消耗品雑材	一式

※寸法等は別紙３参照

（４）照明・空調配線替え及び電源配線作業

ア 317A・B 室

（ア）別紙４のとおり 317A・B 室の照明スイッチを増設の上で、既存スイッチの照明配線替えを行うこと。なお、317A・B 室については、変更後のレイアウトにおいて照明器具と人感センサーが連動するよう、人感センサーの増設及び配線替えを行い調光が可能となるようにすること。

（イ）別紙５のとおり 317A・B 室の空調スイッチを移設の上で、配線替え、通信確認及び動作確認等を行うこと。

（ウ）別紙６のとおり 317A・B 室の電源配線の敷設作業を行うこと。なお、電源配線及び OA タップ等、敷設する上で必要となる部材が不足した場合には請負業者にて用意の上で敷設すること。

Ａ 工事内容

a	照明スイッチ増設、照明配線替作業	一式
b	照明人感センサー増設等作業	一式
c	空調スイッチ移設、空調配線替作業	一式
d	電源配線作業	一式
e	補修作業	一式

Ｂ 使用部材

a	電線 EEF2.0-3C（接地線の色：緑）	一式
b	スイッチボックス DZA161W 又は同等品	２個
c	フルカラー埋込スイッチ（片切り）WN5061 又は同等品	８個
d	スイッチ取付枠 WN3700020 又は同等品	６個
e	スイッチカバープレート WN6002W010 又は同等品	６個
f	人感センサー親機 FSK90731C 又は同等品	４個
g	人感センサー子機 WN5685K 又は同等品	２個
h	メタルモール DZA100KW 又は同等品	一式
i	コーナーボックス（メタルモール用） DZA145W 又は同等品	一式
j	雑材消耗品	一式

（５）消防設備工事

ア　別紙７のとおり、消防法等に基づき適切に消防設備等の必要な処置を施すこと。

イ　増設及び移設した消防設備等については、動作確認及び回路試験をすること。

Ａ　工事内容

a	煙感知器増設作業	一式
b	スピーカー設置・移設作業	一式
c	受信機データ作成作業	一式
d	受信機データ変更作業	一式
e	GCS データ作成作業	一式
f	GCS データ変更作業	一式
g	試験調整及び回路試験	一式
h	消防申請手続	一式

Ｂ　使用部材

a	アッテネーターAT-603A 又は同等品	２個
b	スイッチボックス　DZA161W 又は同等品	２個
c	スイッチカバープレート　WN6003W010 又は同等品	２個
d	スピーカーCM-1830AT（ATT 付）又は同等品	４個
e	スピーカー用パネル CP-189A　又は同等品	４個
f	煙式スポット型感知器 光電アナログ AKF2　P 又は同等品	６個
g	雑材消耗品	一式

（６）長尺張替

ア　別紙８のとおり第二庁舎２、３階東西階段の長尺等を撤去し、新たに以下の長尺等の張り付けを行う。

イ　階段のノンスリップについては、経年劣化により縮んだ際のめくれ防止のため、深めにかませた上で、取付を行うこと。なお、取付方法については後付けとする。

ウ　階段の踊り場にある既存の点字ブロックを撤去の上で、新たに点字ブロックを設置すること。

エ　詳細は担当職員が別途指示する。

Ａ　工事内容

a	長尺張替工事（東西階段）	一式
b	ノンスリップ交換工事	一式
c	点状ブロック交換工事	一式

Ｂ　使用部材

a	長尺シート PM107M 又は同等品	73.92 ㎡
b	ノンスリップ　HINAKA D151 ステンレス製（W1,320㎜×D450㎜×H200）又は同等品	88 本
c	点字ブロック SME-300（L300×W300×D60㎜）又は同等品	42 枚
d	雑材消耗品	一式

（７）作業報告

ア　作業を実施した週末の翌営業日については、週末作業における進捗状況の報告及び翌週以降の作業計画の変更等について、統計センターに報告すること。あわせて担当

職員と作業箇所の確認を行い、是正すべき点があれば協議の上で、翌週以降の作業計画に反映すること。

イ　上記アにおいて、変更した作業計画については速やかに統計センターへ提出の上、承認を得ることとする。

10 一般事項

（1）報告

請負業者は、担当職員との連携を密に取り、工程等について十分協議した上で作業を行うものとし、定期的に報告を行う。

（2）作業日時

作業日時について、担当職員と日程を調整の上で実施日を決定する。また、日程確定後においては、下記（12）の作業届を作成し、承認を得ること。

作業について、機器類の停止等を伴う必要がある場合や、騒音、振動、灰塵の飛散や異臭等により平日日中での作業が得策ではない場合は、担当職員にその旨を申し入れ、協議の上、日程を決定すること。

（3）消防署への書類提出

上記9 履行内容のうち（3）及び（5）の作業を実施する際、防火対象物工事等計画届出書および防火対象物使用開始届出書を管轄の消防署あてに提出する。

（4）火気使用届等

上記9 履行内容のうち（6）の作業を実施するにあたり、溶接機の使用が見込まれることから、作業実施前に担当職員あてに火気使用届を提出し、承認を得ること。なお、様式については、別途、担当職員から送付する。

（5）養生

既存の建物あるいは諸設備類で、損傷及び汚損等のおそれのある箇所は適切な養生をするものとする。なお、養生は当該作業範囲だけでなく、材料搬入経路及び作業に関し通路となる部分に行う。万一損傷又は汚損を与えた場合は請負業者の負担において原状に復帰する。

（6）作業中の疑義

作業において疑義が生じた場合は、担当職員と協議しその指示に従い施工する。

（7）作業材料の搬出入

作業材料の搬入、搬出等作業に伴う昇降機の使用は担当職員の許可を得て、指定する昇降機(人荷用)を使用するものとし、必要に応じて適切な養生を施すこと。

（8）整理整頓及び後片付け清掃

本作業にて生じる発生材、残材等はすべて構外搬出処分し、関連法規に従って適切に処理するものとする。また作業現場内及び資材置場等は、常に整理整頓及び周辺の清掃に努め、作業完了後は後片付け清掃を十分に行い検査職員の竣工検査を受ける。

（9）発生材処分

本作業は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じることとし、発生材、残材等はすべて構外排出処分し、関連法規に従って適切に処理するものとする。

(10) 監督・検査

本業務の適正な履行を確保するための指示、監督及び履行完了の検査は、それぞれ次の職員が行う。検査の結果、不合格となった場合は、請負者の負担と責任により、直ちにやり直し等の必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。また、検査等を受けるた

めに要した費用は、請負者の負担とする。

なお、当該職員に人事異動があった場合は、後任者が当該業務を引き継ぐものとする。

監督職員：統計センター総務部財務課調達係係長　　今井　和希

検査職員：統計センター総務部財務課調達担当課長代理　　狼　敬幸

（11）秘密保持

請負業者は、本作業の履行に際し知り得た統計センターに関する事項について、他に漏洩、又は他の目的に利用してはならない。

（12）作業届の提出

請負業者は、作業実施予定日より三営業日前までに統計センターが別途提示する作業届を提出すること。

（13）その他事項

本作業の履行に際し、通常必要となるその他の付随する作業については、請負業者の負担のもと適切に行うものとする。

本仕様書に記載のない詳細事項については、担当職員と協議のうえ決定すること。

11　特　記

（１）　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の適用となる製品については同法に適合すること。

（２）　同等品により応札する場合は、本仕様書で求められる品質特性を満たすことを証明する書類等を提出し、同等品が統計センター指定品の仕様を満たしていることを証明しなければならない。

（３）　前記「９　履行内容」の中に記載した工法と同等以上の効果がある新工法等については、事前に書面にて主管担当の承認を受けてから作業を行うこと。

（４）　作業用具等の搬出入の経路等については、事前に主管担当に承認を得ておくこと。

（５）　現場の納まり、取り合いなどの関係による材料の寸法・数量等の軽微な変更は、監督職員の指示により請負業者の負担により行うこと。

（６）作業により発生した廃棄物の搬出については、既設構造物並び施設部分等が、汚染や損傷する事のないよう搬出方法を定めるとともに、適切に養生を行うこと。

（７）　アスベスト（石綿）の事前調査結果の報告を行うこととし、当該調査結果に応じて適切な施工を行うこと。

（８）　本請負において、交換した機器及び発生材等については産業廃棄物処理を行うこととし、請負業者は、自らの責任において適正に処理すること。

なお、産業廃棄物の処理を専門業者に委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託すること。

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する委託基準を遵守すること。

イ　運搬については、産業廃棄物収集運搬業者等とそれぞれ個別に直接契約すること。

ウ　搬出にあたっては、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

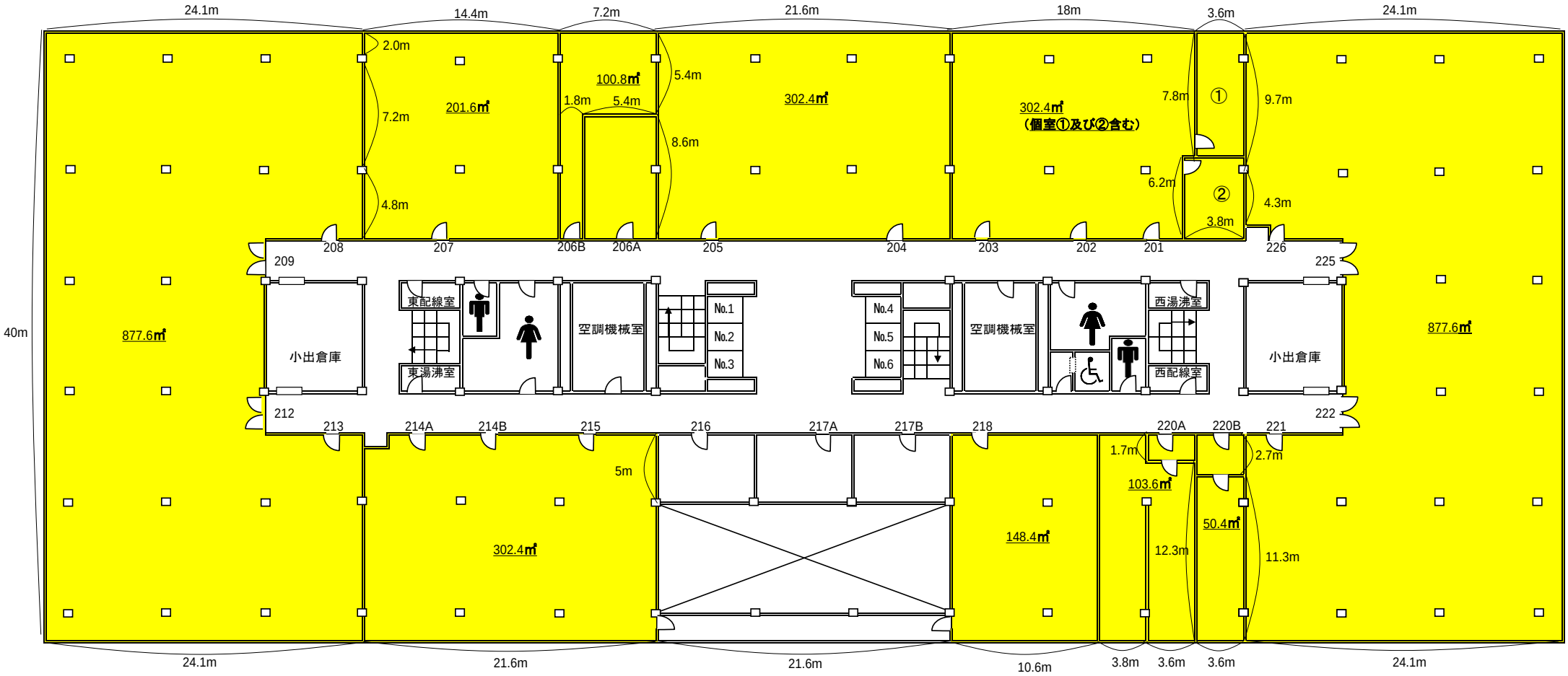
（９）　作業工程上、火気を使用する可能性がある場合は、別に「火気使用願」を事前に主管担当に提出し、承諾を受けること。

（10）　作業の完成後は、当該作業に関する部分の後片付け及び清掃を行うこと。

なお、作業終了後、十分に点検を行い、異常のないことを確認すること。

別紙1

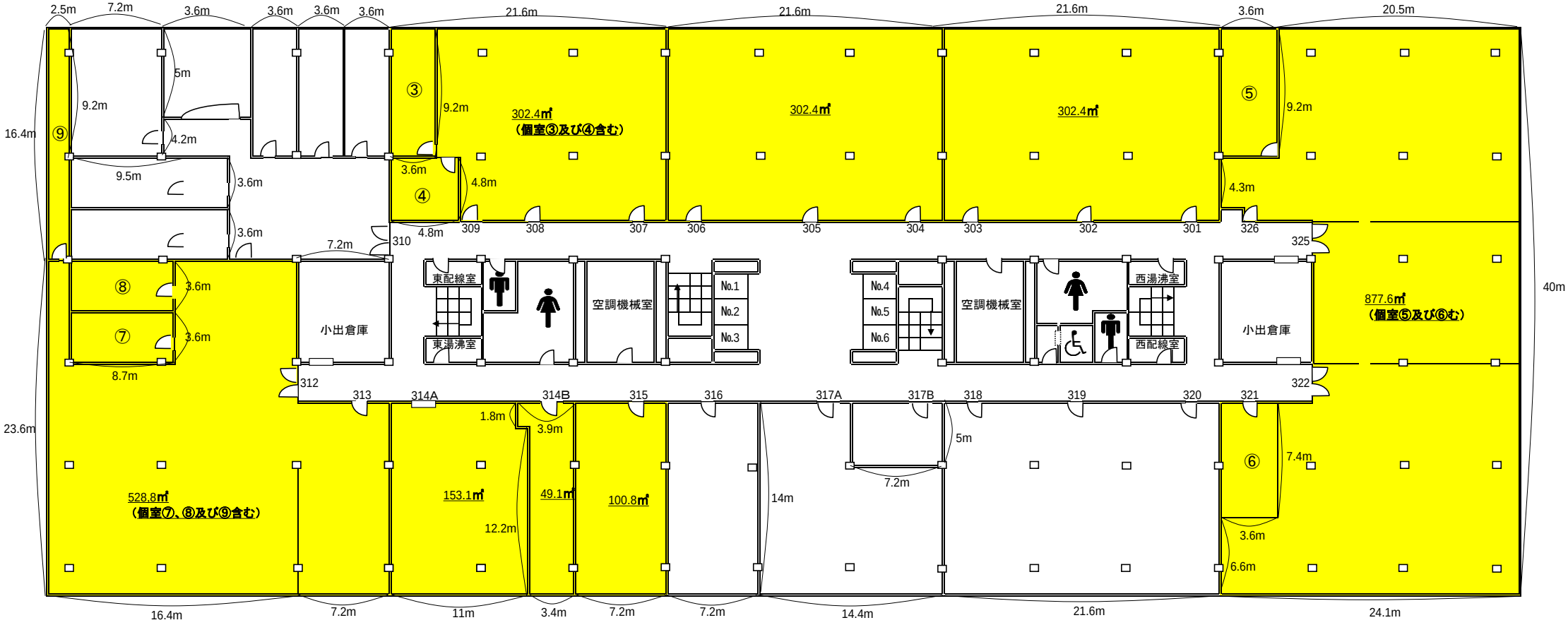
2階　平面図



作業面積:3267.2㎡

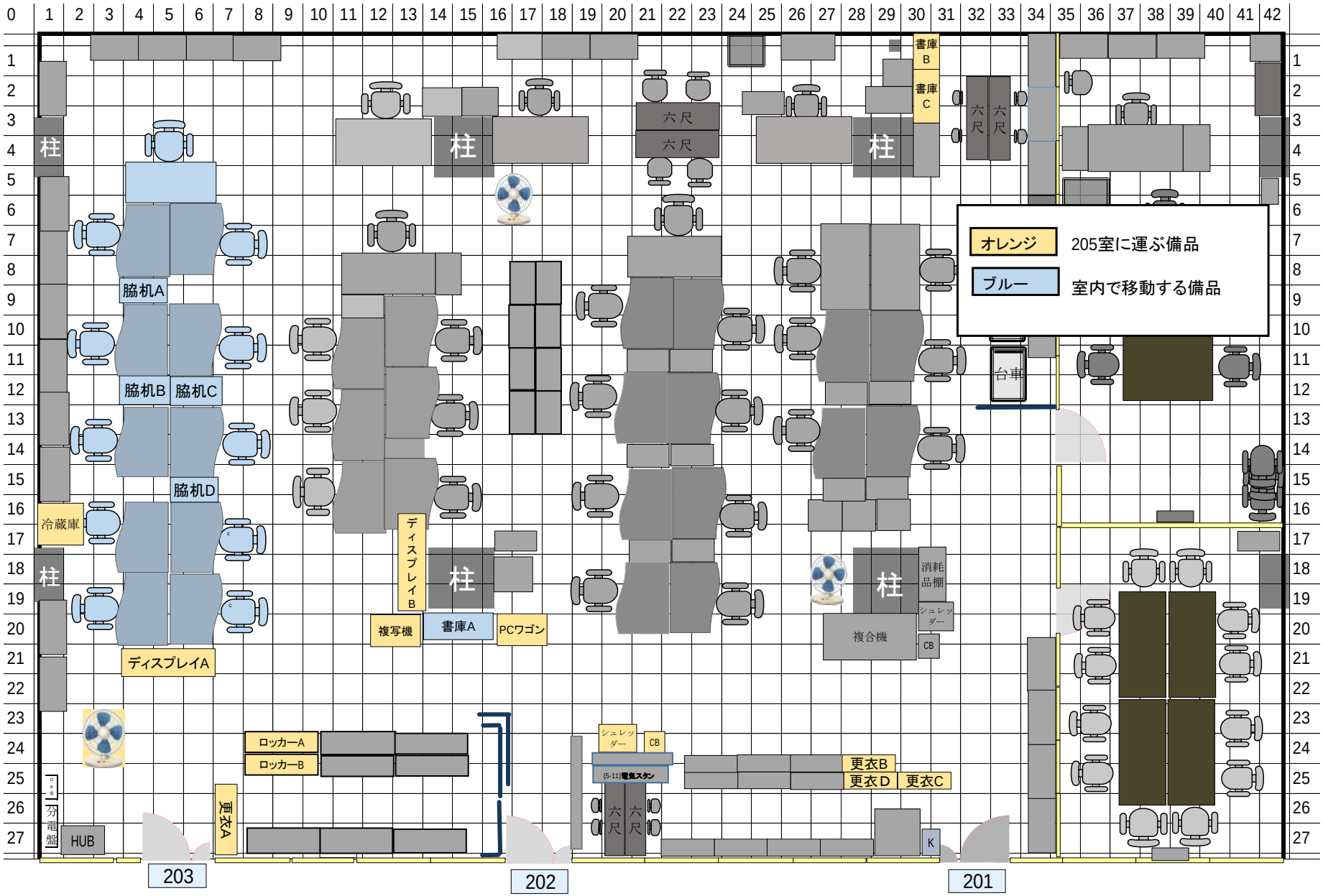
別紙1

3階　平面図

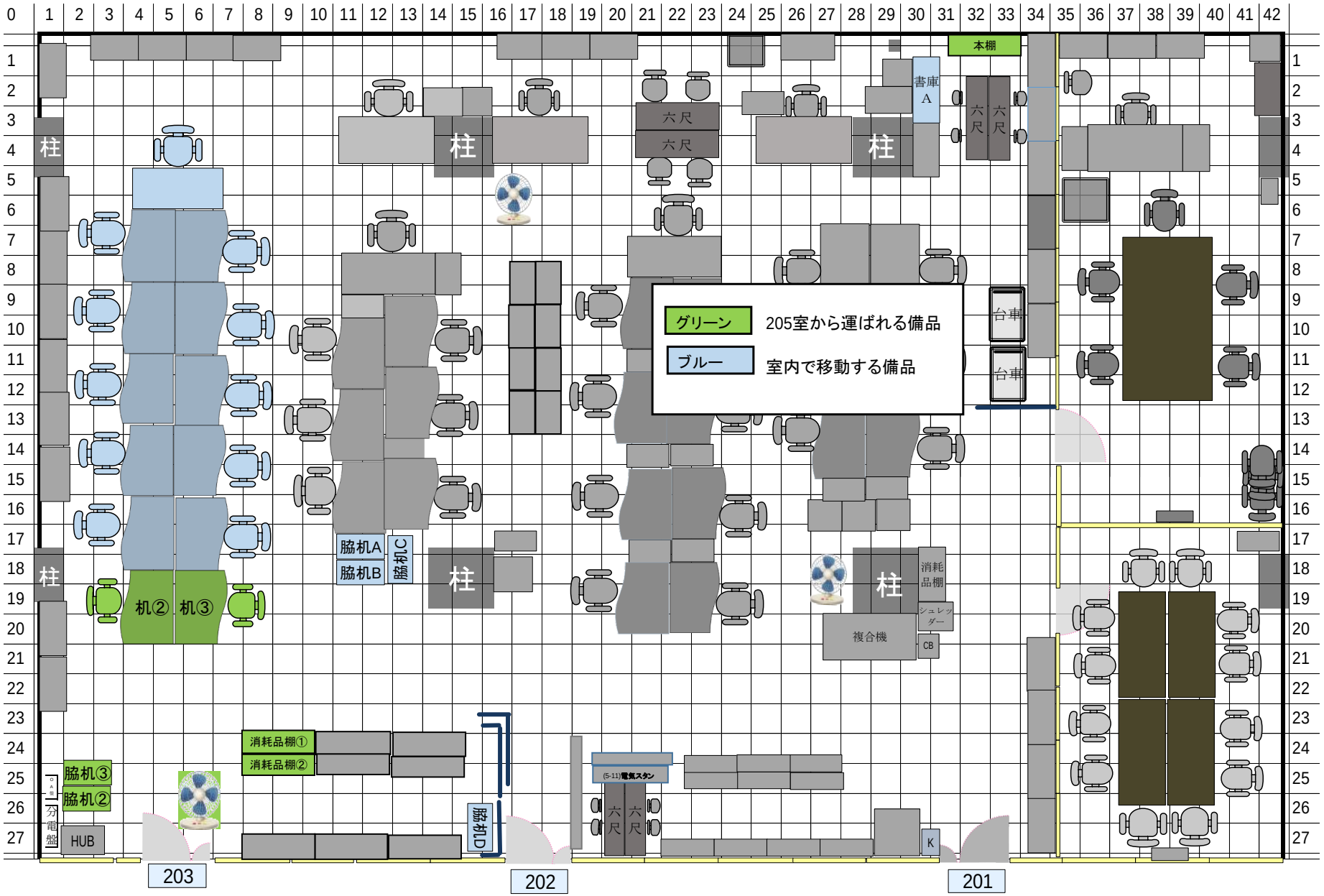


作業面積:2,616.6㎡

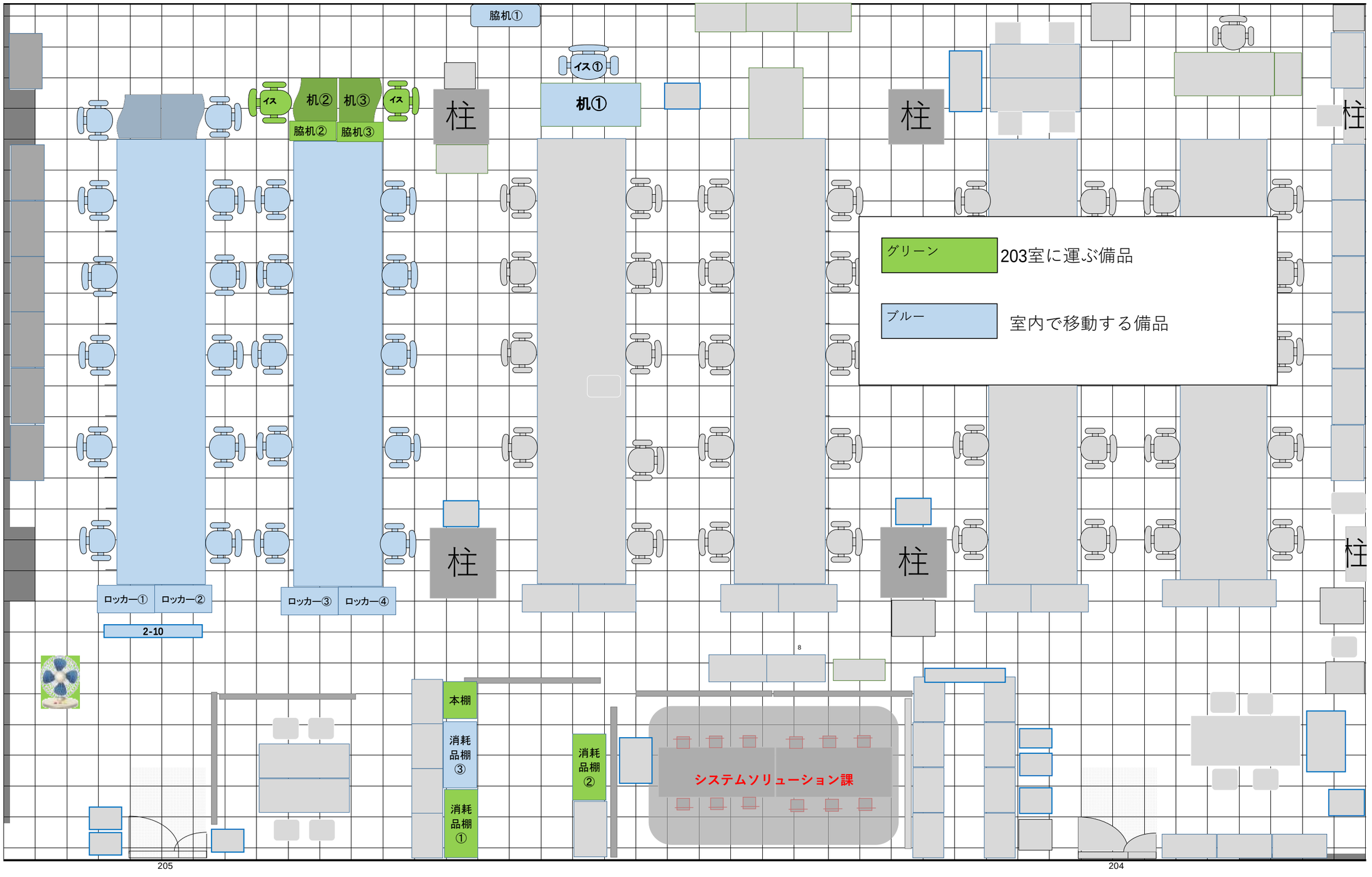
別紙２（201～203室　変更前）



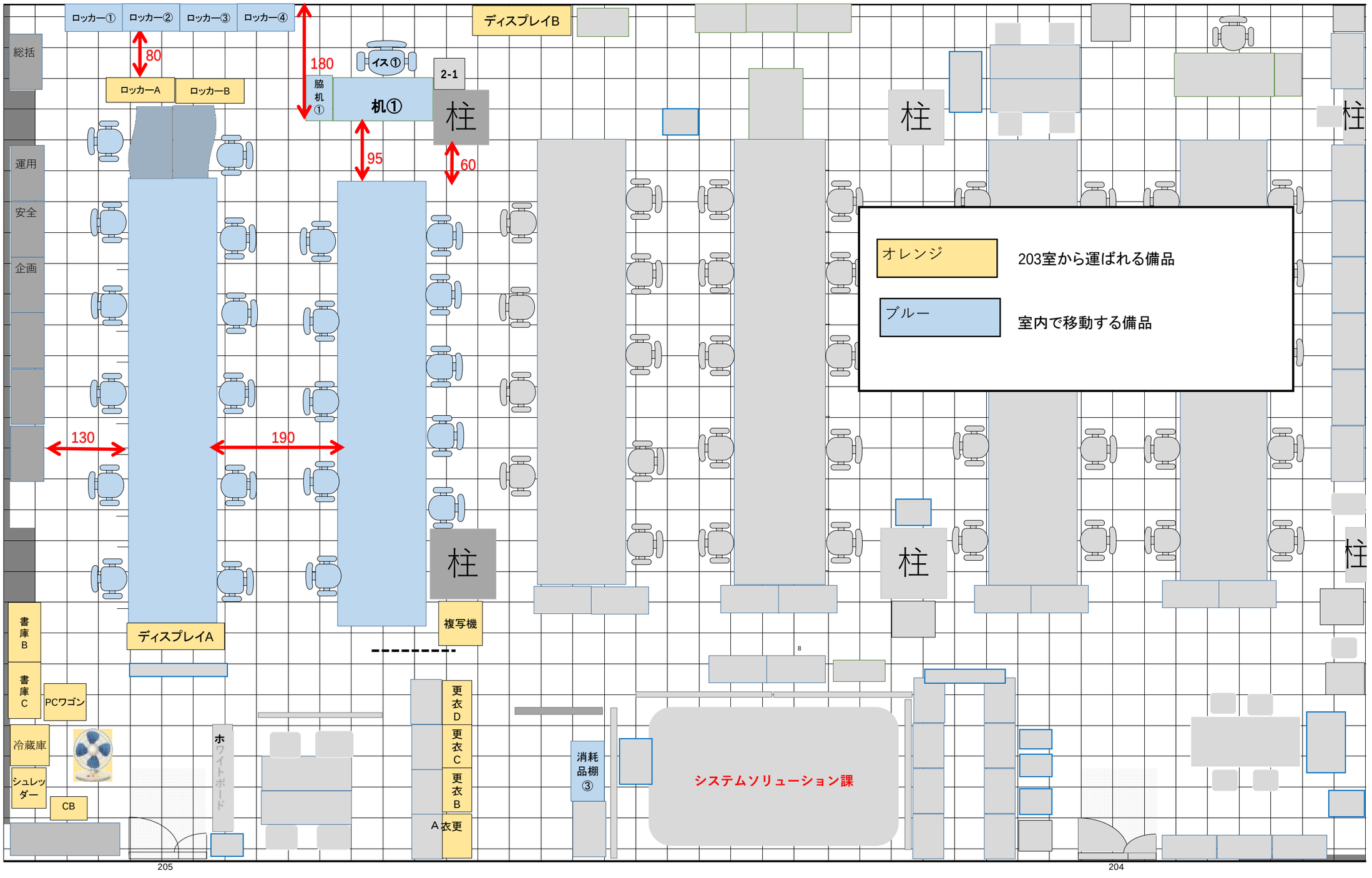
別紙２（201～203室　変更後）



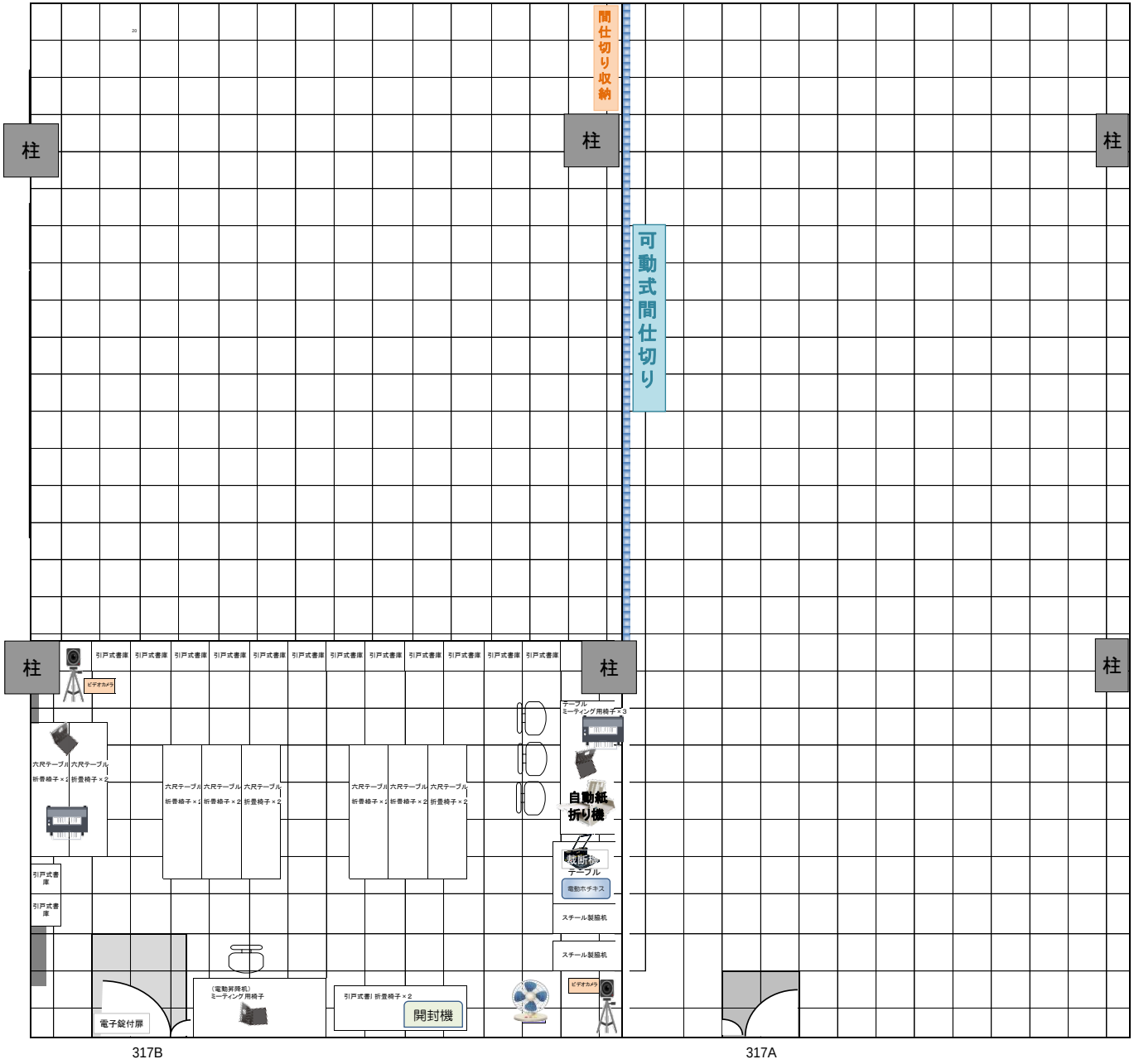
別紙２（204~205室　変更前）



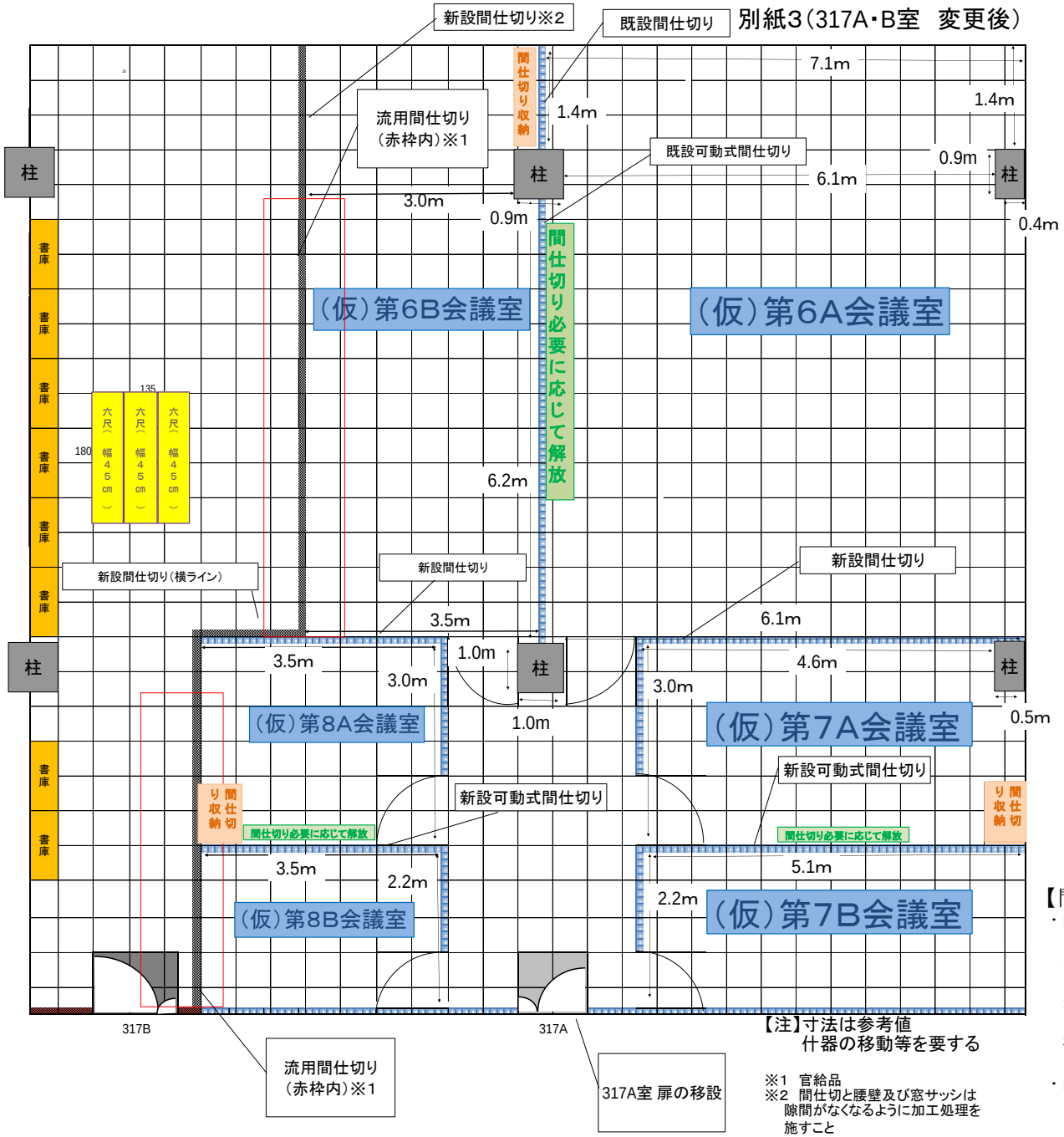
別紙２（204~205室　変更後）



別紙3（317A・B室　変更前）



別紙3（317A・B室　変更後）



【注】寸法は参考値
什器の移動等を要する

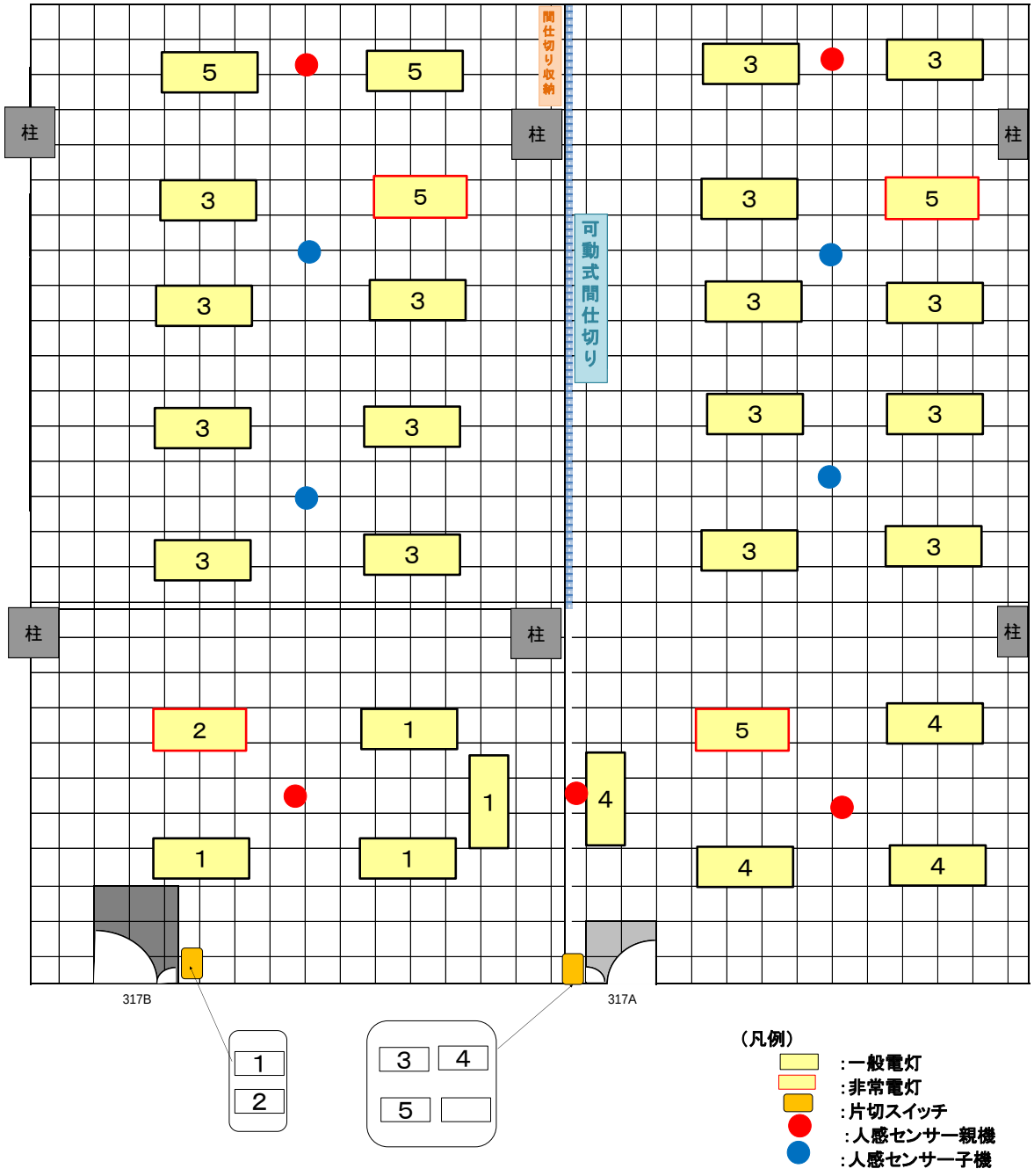
※1　官給品
※2　間仕切と腰壁及び窓サッシは
隙間がなくなるように加工処理を
施すこと

【間仕切仕様】

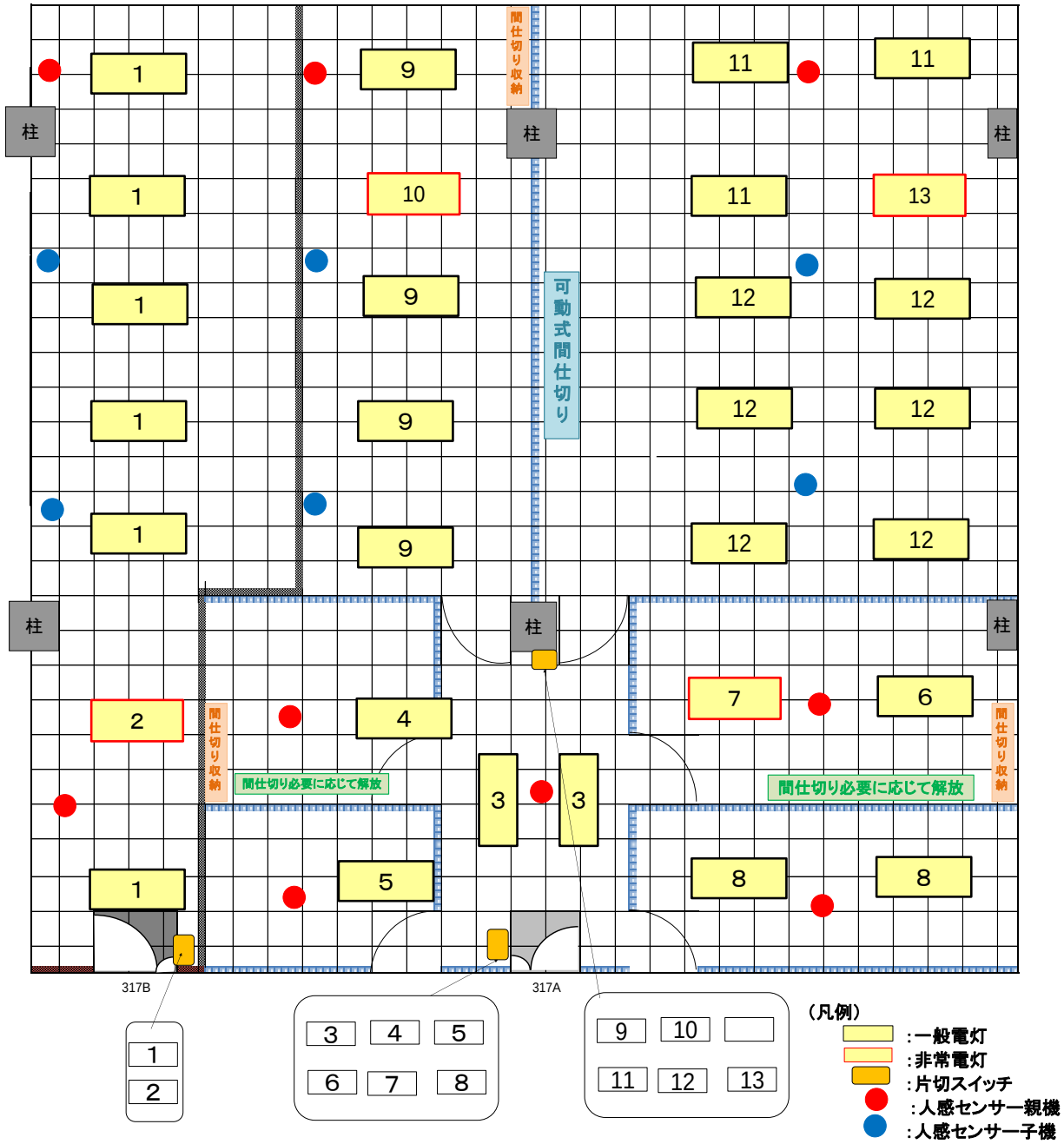
・新設間仕切り
スチールパーティション：EUP（60㎜）
外形寸法：W35,200㎜×H2,500
重量：≒28kg／枚
形式：下荷重形式
レール：天井レール、床レール
欄間：無し

・新設可動式間仕切
スライディングウォール：DP60S（65㎜）
外形寸法：W9,240㎜×H2,500
重量：＝88kg／枚
レール：X2型レール

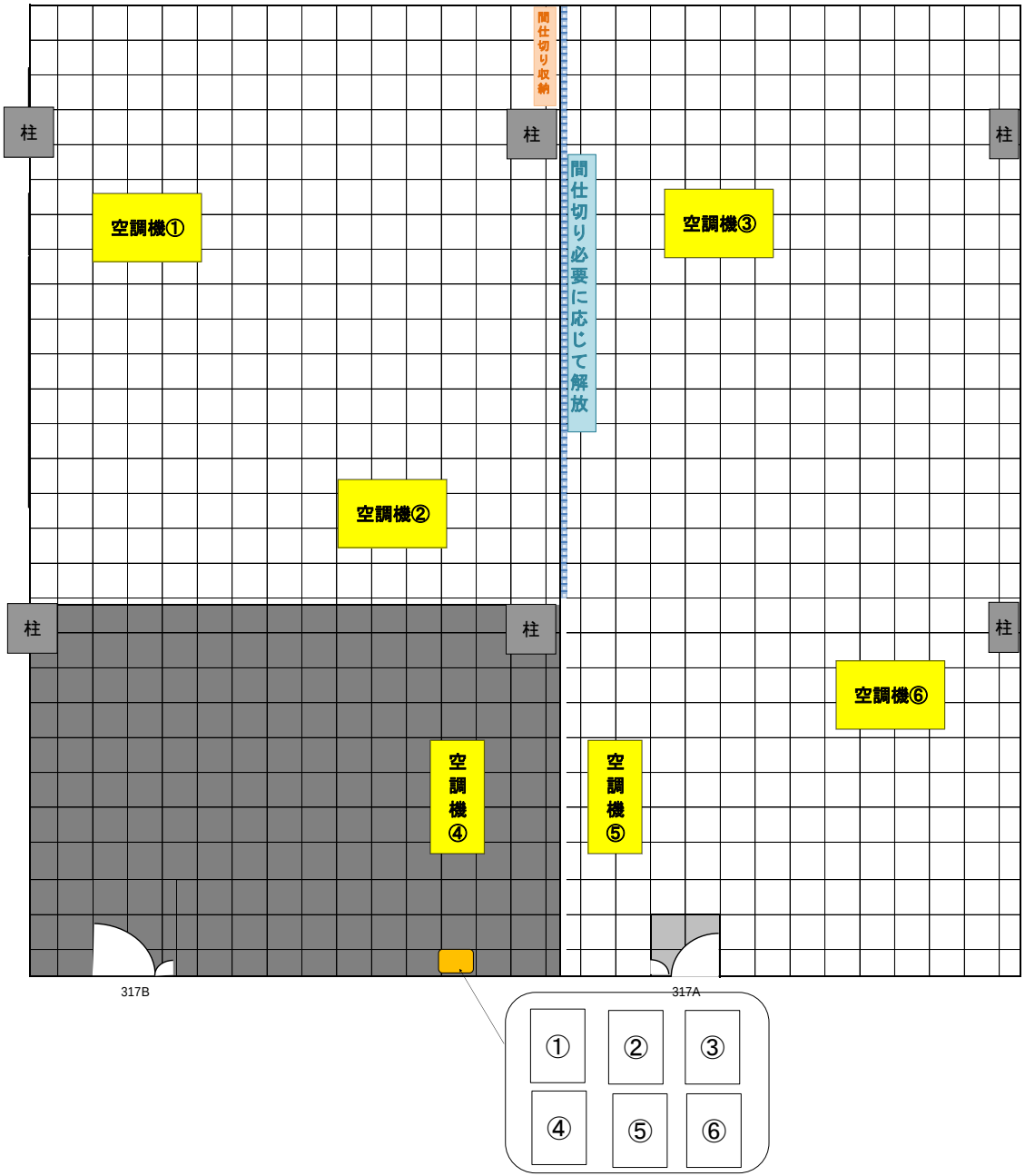
別紙4（317A・B室　変更前）



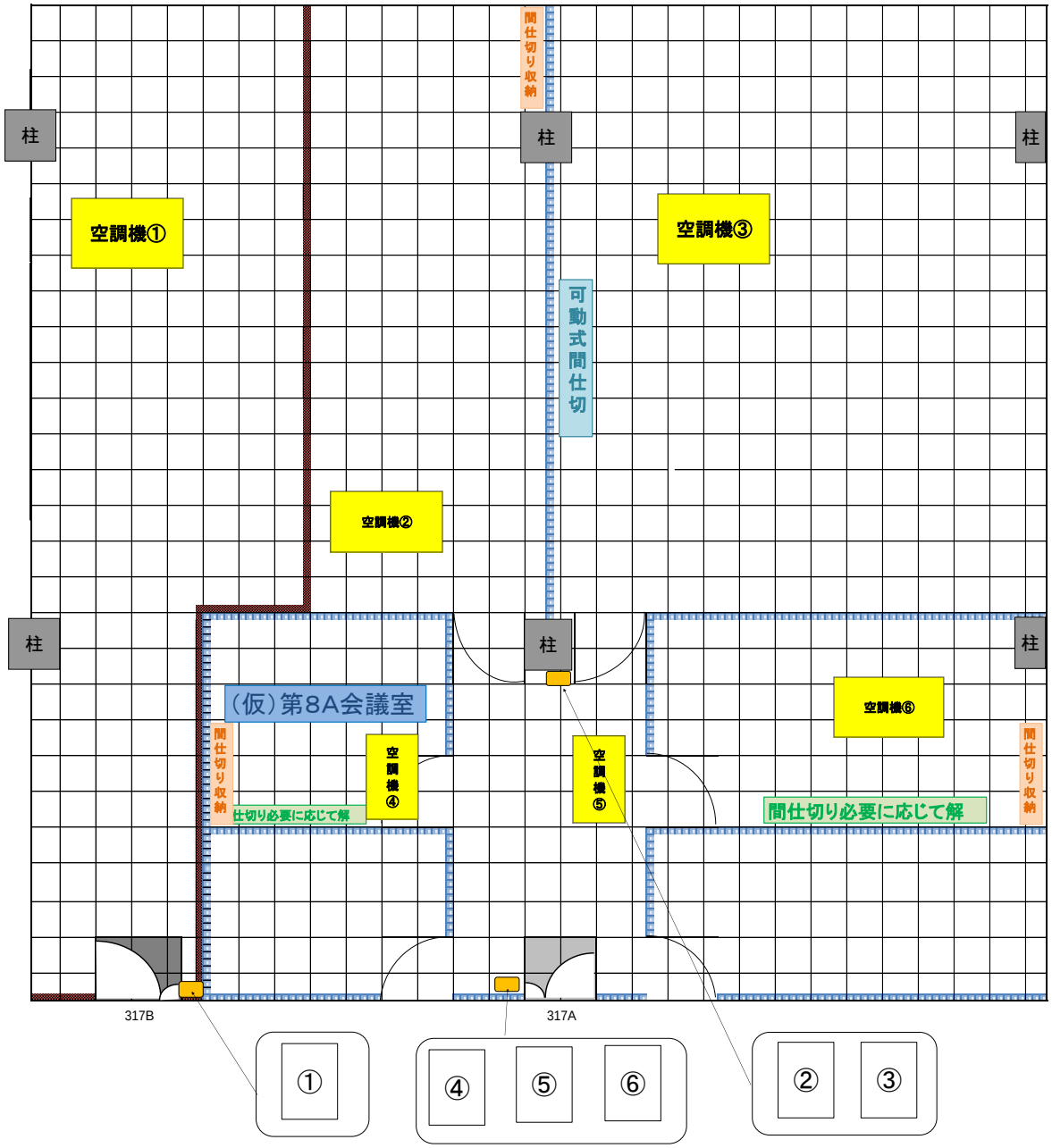
別紙4（317A・B室　変更後）



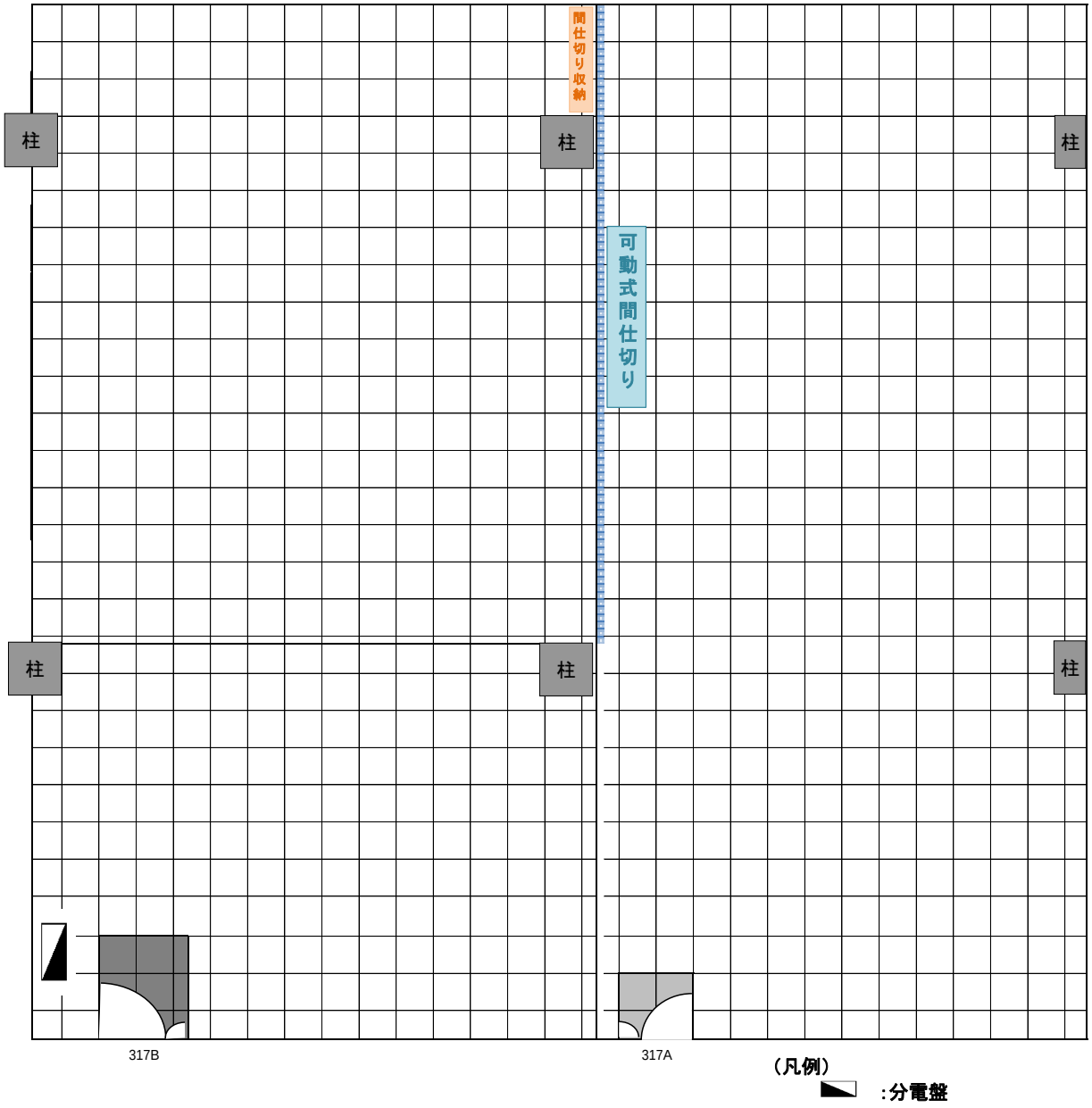
別紙5（317A・B室　変更前）



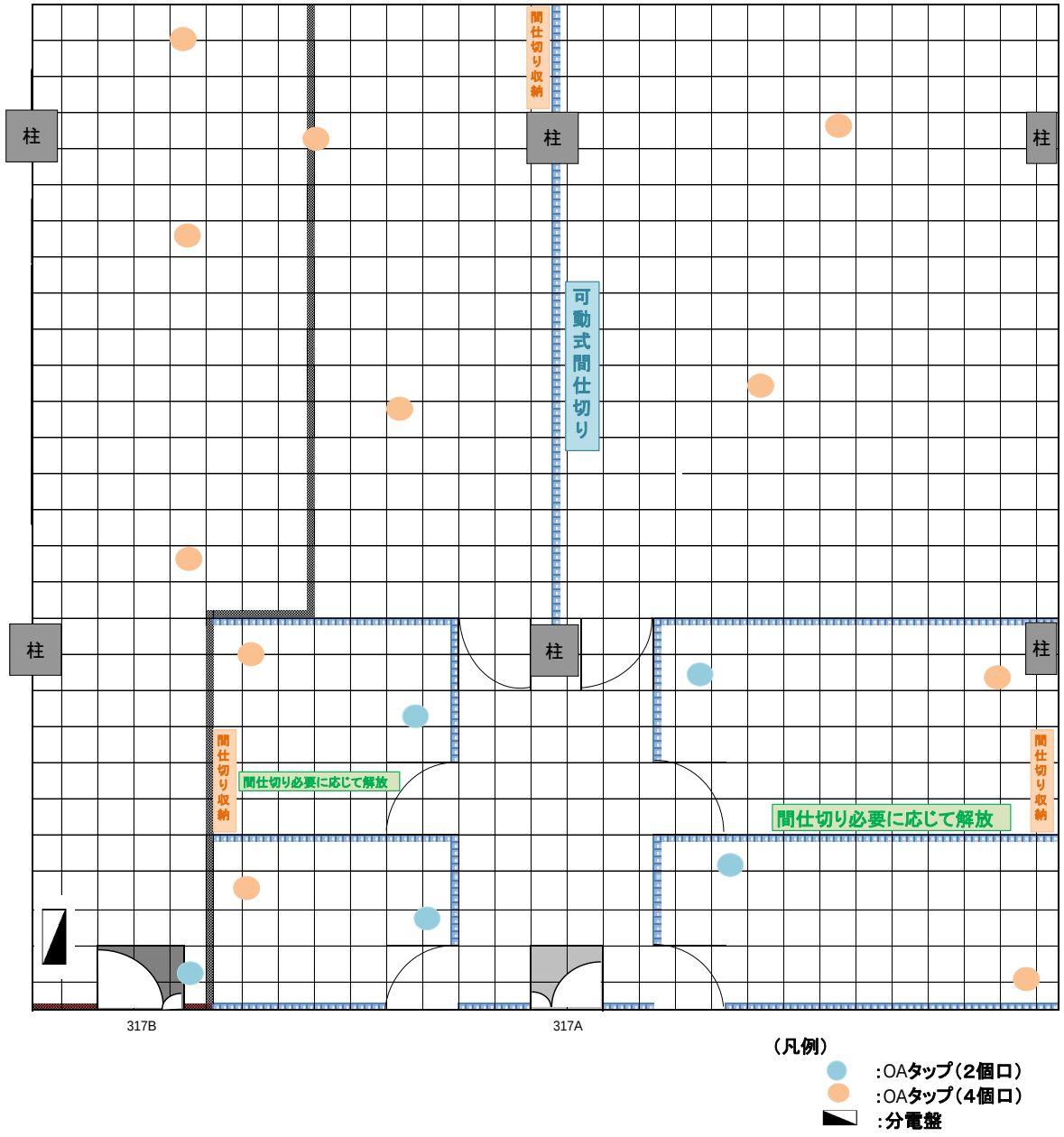
別紙5（317A・B室　変更後）



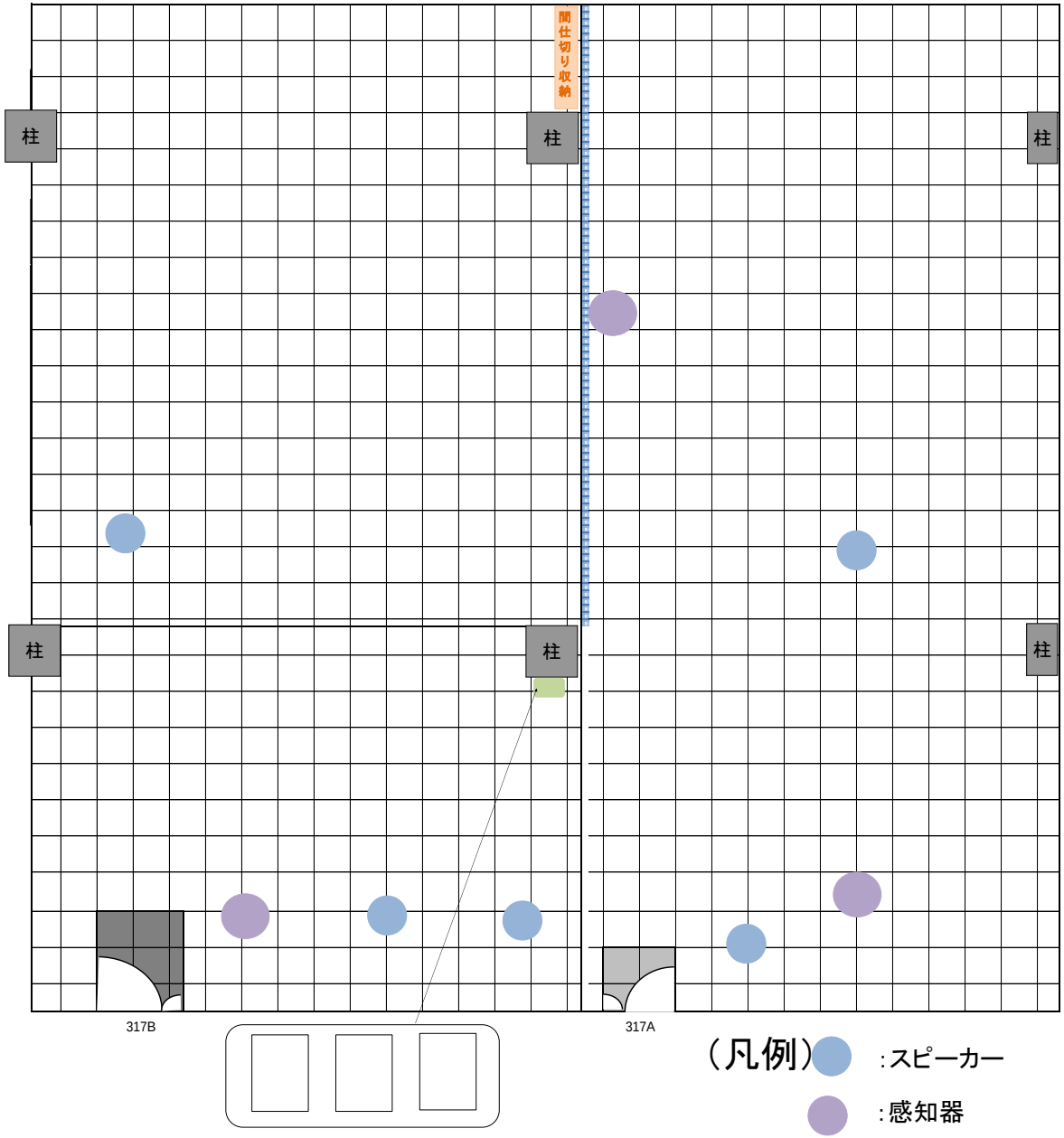
別紙6（317A・B室　変更前）



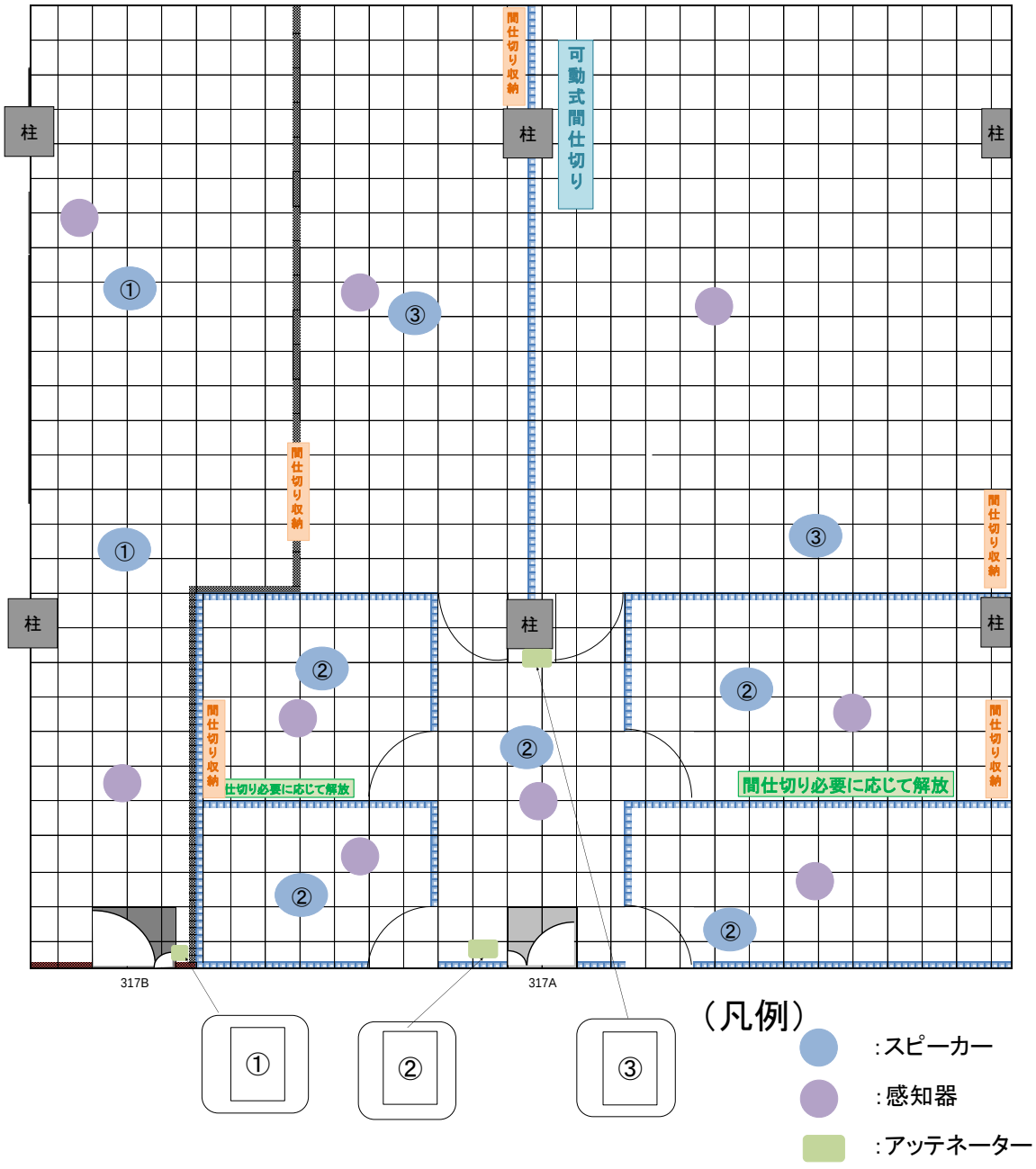
別紙6（317A・B室　変更後）



別紙7（317A・B室　変更前）

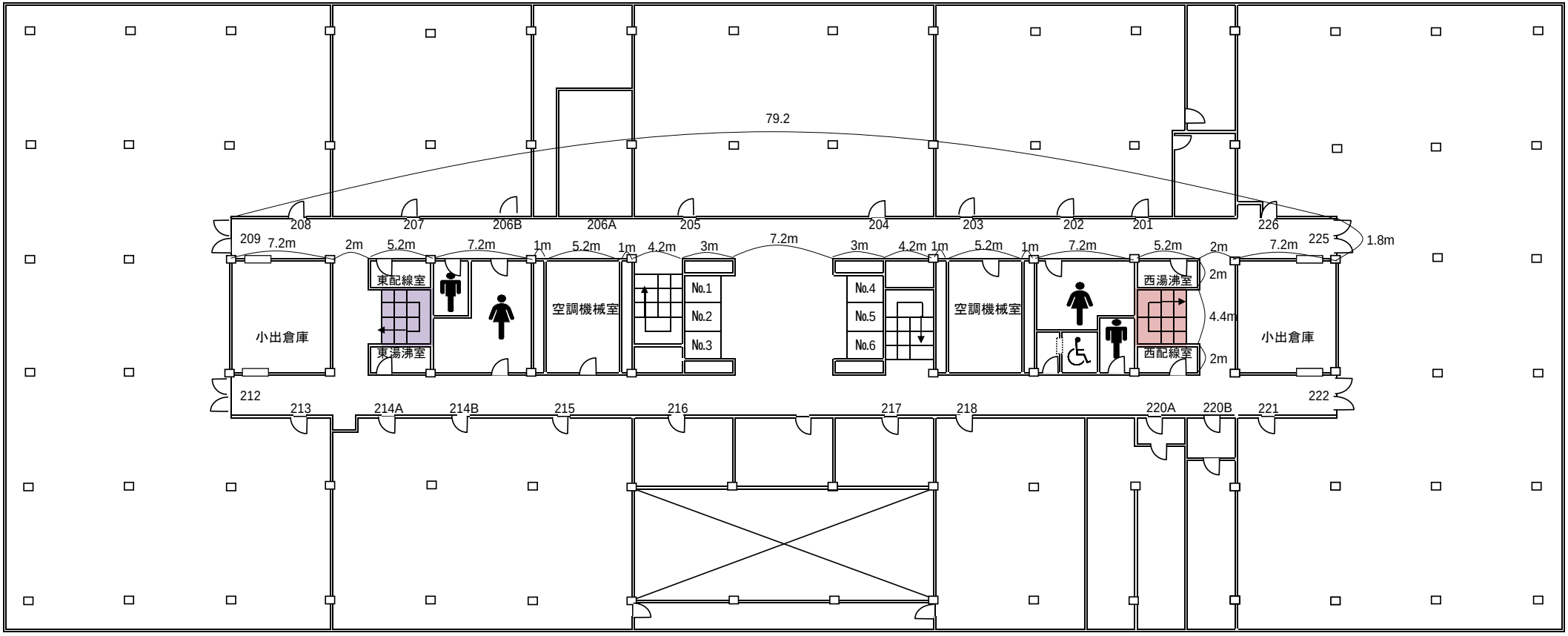


別紙7（317A・B室　変更後）



別紙8

2階　平面図

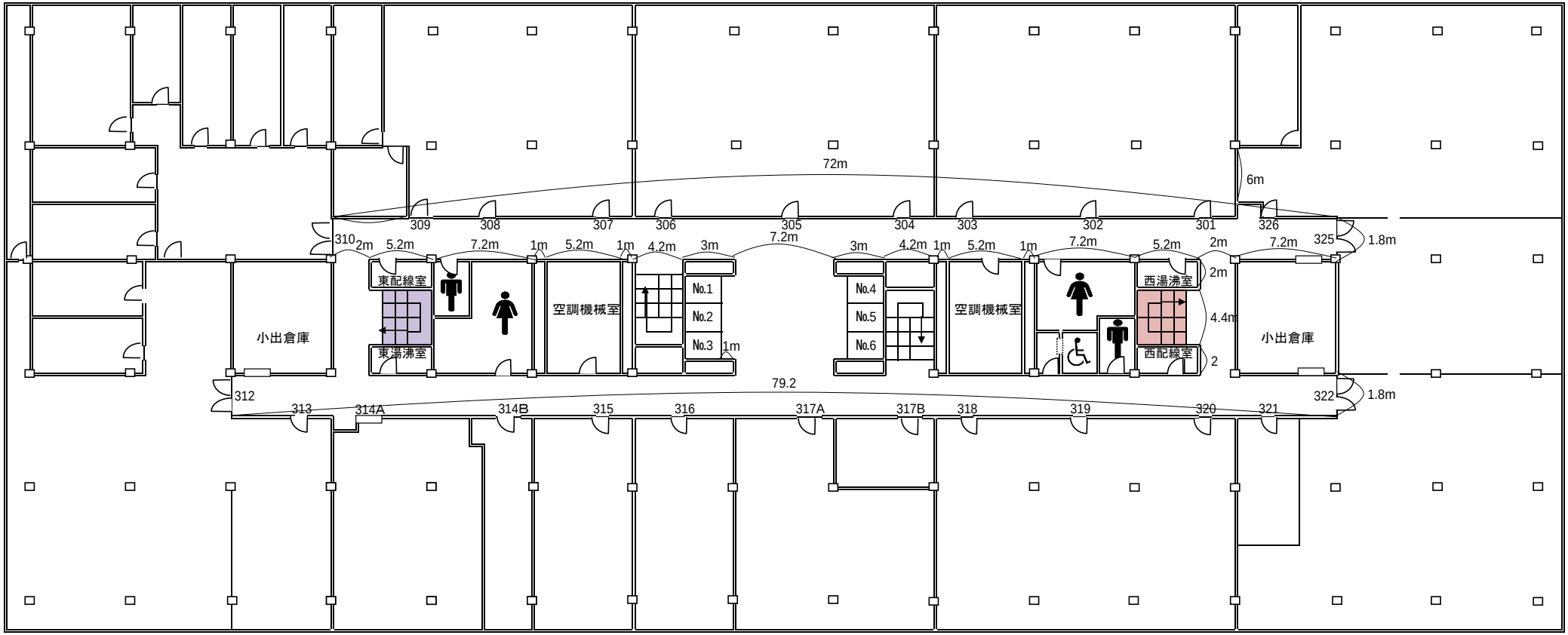


18.48 ㎡　18.48 ㎡

作業面積:36.96 ㎡

3階　平面図

別紙8



18.48 ㎡　18.48 ㎡

作業面積:36.96 ㎡

別添様式

「統計センター執務室等の内装他工事」に係る

現場調査登録票

希望順	希望日	会社名	連絡先 （電話番号及びE-mail）
1			
2			

※　現地調査を行う者は漏れなく下記の名簿に記載すること。

名前（フルネーム）	電話番号	持込機器

統計センター入札情報の配信サービスについて

平成 29 年7月より、統計センター入札情報の配信サービスを開始しました。
このサービスは、統計センターの入札について、入札公告を掲載したことを
メールで配信するサービスです。

登録方法

メールに以下の内容を入力の上、送信してください。

■ あて先

MAIL：koukoku_atmark_nstac.go.jp

※ 「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

■ 必要事項

- メール件名（「入札情報配信サービスの登録」と記載してください）
- 法人名
- 法人番号
- 登録メールアドレス
- 連絡先
- 配信を希望する資格の種類（物品の製造・販売／役務の提供等／工事）

※本サービスの利用に当たっては、統計センターホームページに掲載の
利用規約に同意したものとみなします。

皆様のご登録をお待ちしております！

◇詳しい登録方法はこちらから

統計センター　調達情報　検索

ＵＲＬ：https://www.nstac.go.jp/about/supply/